

平成23年2月24日

【事務局】 定刻前でございますが、本日ご出席を予定されている方々、皆様おそろいになりましたので、これより国土交通省独立行政法人評価委員会第19回教育機関分科会を開催させていただきます。

本日は、委員の皆様方にはご多忙の中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。私、事務局の海事局海技課海技企画官の阪本でございます。本日の進行を務めさせていただきます。よろしくお願いたします。

初めに、当分科会の委員の皆様のご紹介と、事務局メンバーの紹介でございますが、これにつきましては、恐縮ですが、お時間の関係上、お手元の座席表によりご確認をお願いいたします。

なお、本日、事務局であります海技課長の尾形につきましては、急遽別件が発生いたしまして、その対応のため本日は欠席させていただきます。

次に、当分科会の庶務を担当いたします事務局を代表いたしまして、海技課船員教育室長、金田から一言ごあいさつを申し上げます。

【金田船員教育室長】 金田でございます。事務局を代表しまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、委員の皆様方には、年度末に差しかかったお忙しい時期にお集まりいただきまして、ありがとうございます。また、日ごろから海事行政、あるいは航空行政にご理解とご支援を賜りまして、この席をおかりしまして深く御礼申し上げます。

本日は、3独法の次期中期目標、計画等について、ご審議をお願いしております。3機関とも平成13年に独法に移行してから、皆様の適切な評価、温かいご指導、ご支援をいただきまして、独法として10年の実績を積んできております。

この間、海技大学校と海員学校の統合とか、独法の整理合理化計画とか、あるいは最近の事業仕分け等、そのときどきの政府、社会情勢の要求に従いまして、教育業務の質の向上、事務・事業の効率化に取り組んできたところでございます。

今般も事務・事業の見直しの基本方針が昨年末に出しておりますし、また、5年ごとの見直しに当たって総務省から勧告の方向性も示されておまして、これら政府からの指摘事項、あるいは業界からの要望も併せ踏まえまして、中期目標・計画を作成しているところでございます。

本日は、3機関ということで、長時間にわたりご審議をお願いいたしますけれども、どうぞよろしくお願申し上げます。

【事務局】 では、まず初めに、定足数の確認でございます。当分科会の委員等の定数は12名のところ、現在、9名のご出席をいただいております。過半数を超えておりますので、議事を行うための定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

本日、工藤委員、鈴木委員、廻委員からは、欠席のご連絡をいただいております。

また、本日の議事につきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則に定めるとおり、公開とさせていただきます。

それでは、本日の資料を確認させていただきます。お手元に3つの束を用意しております。

まず、「国土交通省独立行政法人評価委員会第19回教育機関分科会 議事次第」、A4、5枚でございます。最初に議事が入ってございまして、その次に配席図が3枚、それから、資料一覧でございます。

続きまして、航海訓練所に関する資料で、色刷りの横資料が表紙になっているものでございます。この資料につきましては、ページ番号を最初から最後まで通して振ってございます。横資料については、横にしたときに下になるように、縦資料については、縦にした一番下になるように、ページ番号を振ってございます。

まず、1ページ、資料1-1でございます。その次をめくっていただきまして、裏は空白。

次は、資料1-1-2「航海訓練所第3期中期目標（案）」で、3ページから6ページまででございます。

その次に、資料1-1-3「独立行政法人航海訓練所中期計画（案）」が、7ページから21ページまでございます。なお、黄色にハイライトしていますところは、ポイントとなる箇所でございます。

17、18、19、20、21ページまでいきまして、次は、横資料で、資料1-1-4「航海訓練所中期目標・計画（案）対照表」になります。左に中期目標（案）、右に中期計画（案）ということで、対照表にしてございます。これが、23ページから41ページまでございます。

続きまして、次は43ページ、資料2「不要財産に係る国庫納付の認可について」、1枚ものでございます。その次が、45ページ、資料3-1-1「役員報酬規程の変更について」が、1枚もの。

最後に47、48ページ、両面刷りで、資料3-1-2、「独立行政法人航海訓練所役員報酬規程改正（案）新旧対照表」でございます。資料につきましては、よろしいでしょうか。

続きまして、参考資料をご説明させていただきます。参考資料1と書かれました「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が一番上で、A4、7枚ものでございます。表紙があつて、裏は空白です。1ページ以降は両面印刷でございます。最後のほう、下に113ページとか114、115と、途中を飛ばして抜粋を付けてございます。ここまでが基本方針でございます。

その次、参考資料の2として、「独立行政法人航海訓練所の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」が、A4両面刷りで、2枚でございます。

その次は、「航空大学校の勧告の方向性」。同じくA4両面で、2枚ものでございます。

その次、カラー印刷になりますが、参考資料3-1。ここからは、3独法の中期計画の概要を提示してございます。ページ番号は、先ほどと同じように、通し番号で振ってございます。

まず、1ページ。「航海訓練所の第3期中期計画の概要」が、1から10ページまでございます。その次、参考資料3-2「第2期中期計画の概要 独立行政法人海技教育機構」が、11ページから14ページまでございます。それから、最後、参考資料3-3「航空大学校の中期計画の概要」が、15ページから19ページでございます。こちらの資料につきましては、よろしいでしょうか。

なお、先ほどの本資料ですが、資料中に「一般管理費6%（P）」ですとか、「業務経費2%（P）削減」とか「抑制」という表現がございまして、この（P）、ペンディングを意味しますが、けれども、これはこの資料から外していただくようお願いいたします。財務省からとりあえずこ

の（P）を外してくださいという指示がございまして、（P）が入ったり入っていないか混在しておりますが、（P）を外していただきますようお願いいたします。

それから、別途、もう一つテーブルの上に緑のファイルをご用意しております。緑のファイルには、評価委員会及び分科会の委員の名簿、関係法令集、評価委員会や分科会の議事要旨などを綴っております。この緑ファイルにつきましては、席置き資料といたしまして、委員会終了後に回収させていただきますので、そのままテーブルの上に置いてくださるようお願いいたします。

資料につきましては、緑ファイル以外は、公表の扱いとさせていただきます。

以上、資料確認ですが、よろしいでしょうか。

それでは、ここで最初の議題となっております航海訓練所につきまして、航海訓練所理事長を初めとする方々にご出席いただいております。岡野理事長を紹介いたします。

【岡野理事長】 岡野です。どうぞよろしくをお願いいたします。

【事務局】 法人側の他の方々につきましては、発言時に職名及び氏名を述べていただきますよう、お願いいたします。

それでは、以後の進行につきましては、分科会長の宮下先生にお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

【宮下分科会長】 宮下でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、議事を進めさせていただきます。

本日の分科会では、航海訓練所・海技教育機構・航空大学校の各法人につきまして、議論をしていただくことになっておりますが、共通の議題といたしまして、3点ございます。①と②と③でございます。議事を見ていただきますと、①は「中期目標の策定及び中期計画の認可について」でございます。②は「不要財産に係る国庫納付の認可について」でございます。③は「役員報酬規程の変更について」でございます。これらが3独法共通の議題でございますが、海技教育機構につきましては、追加といたしまして、「④業務方法書の変更の認可について」という議題がございます。これらの議題を用意しております。

今、取り上げました諸議題ですが、中期目標の策定、中期計画の認可などの内容につきましては、独立行政法人通則法の中に「主務大臣は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない」と定められております。そこで、本日、ここに先生方のご意見を伺うことになっております。

3つの法人がございますので、できるだけ効率的に進めたいと思っておりますけれども、議事に入る前に予定だけ申し上げておきますと、それぞれ65分を目安に進めていただきたいと思います。そういたしますと、17時10分に終わるということでございますが、できればもっと早くに円満に終了いたしますことを願っております。

では、最初に、航海訓練所から審議を開始いたします。中期目標につきましては事務局から、計画につきましては法人から、それぞれご説明いただきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

では、中期目標について事務局から説明をお願いいたします。金田室長、よろしく申し上げます。

【事務局】 それでは、事務局海技課から説明をいたします。資料1-1-1をご覧ください。

航海訓練所第3期中期目標・計画（案）の概要という横ポンチ絵でございます。基本的な考え方は、そのすぐ下の3行に集約しております。見直しの基本方針、勧告の方向性で求められている事項を反映するという事。それから、外内航海運それぞれに求められている能力ある船員を輩出するために必要な教育・訓練について、国と民間との適切な役割分担を検討し、国の政策に沿って、業務を効率的に実施する。これが、基本的な考え方でございます。

補足させていただきますと、独法移行後10年がたちまして、この間いろいろな評価をいただきましたけれども、業務の実施につきましては、国が定めた方針、あるいは事業者ニーズを意見交換等によって得て、それをきちんと反映をしてきている。また、効率的な事務・事業の運営体制となるような見直しについても、きちんとしてきている。一般に求められております外部への情報発信、また、透明性の確保、経費の節減、自己収入の確保につきましても、きちんとやってきておりまして、国民、評価委員会それぞれに一定の評価を受けているという基本的な認識を持っております。

今後、業務の運営に当たりましては、本来、民間でできるものは民間でということはもちろんでございますけれども、新たに適切な受益者負担の導入が必要であるといった観点も出てきております。このようなことを踏まえまして、ニーズに基づいた質の高い教育を行う。これに際しては、船員教育機関相互、あるいは海運事業者、これは受益者ということですが、こういったところとの連携を強化します。また、役割分担をきちんとする。すべて独法がやることではないのではないかといった観点に立ってということでございます。そういうことで実施をする。当然ながら全般を通して、引き続き効率化を進めるといった観点で今後やっていきたいと考えて、中期目標を立てております。

その下の段の左側に、航海訓練をめぐる環境、それから基本方針・勧告の方向性を付けております。環境のところ、上2つの星印は業界ニーズをあらわしておりますけれども、資質教育への期待の高まりは、内航・外航を通して共通でございます。

2つ目、安全運航・海洋環境の保護へのそういった訓練の強化というのは、主として外航でございますけれども、そういった強い期待と言いますか、ニーズがございます。

一番下の星印の内航の即戦略化。これは前々から言われておりますけれども、緊急的な課題であるという認識でございます。

下の基本方針・勧告の方向性では、明確に指摘をされていることを書いてございますけれども、連携強化ということございまして、あくまで教育訓練の効果的かつ効率的な実施、質の向上のための連携強化と考えております。

また、大成丸の代替船の運航経費の縮減ですけれども、航海訓練所の船齢30年を迎える大成丸を代替建造するという前提のもとで、もちろん、主眼となるのは、内航船員教育の充実・強化でございますけれども、これに伴って、要員の縮減を含めて運航経費を縮減する。それから、自己収入の確保は、段階的に授業料等を上げていけという指摘。あるいは、受益者の負担は、業界を含めてということでございますが、これの拡大を図っていけという指摘。こういったことに応える必要があるということでございます。

下の一重丸については、各独法に対する共通の指摘事項ということで、それなりに挙げております。

これらを踏まえまして、真ん中の中期目標でございますけれども、業務の質の向上、それから業務運営の効率化。その中の1つとして、財務内容の改善等についてポイントを挙げております。

質の向上のところ、船員像、役割分担の明確化を挙げております。左に業界のニーズ等、代表的なものを挙げておりますけれども、こういったニーズを散発的にとらえるのではなくて、これを整理して種々の論点を、比重をきちんと把握すると言いますか、そういうことをきちんとして船員像を整理する。その上で官民の役割分担、官と民で得手不得手のところがございまして、独法たる教育訓練機関、どこまで何をやるのかといったところを明確化する必要があると考えております。

それから、2つ目の連携強化による訓練内容の改善。船員養成は、船員教育機関及び船員訓練機関、訓練というのは航海訓練所ですけれども、この2つの一貫的な養成ということでございます。当然ながら、教育と訓練では、それぞれ目標とか内容は明確に違っておりますけれども、一貫的な養成という観点からは、連携の強化が必要だと。それは、教育訓練機関だけではなくて、受益者たる業界との強化も必要だということでございます。

3つ目の管理能力の強化は、ニーズに従って強化するということです。

それから、内航用練習船の導入によって、内航の即戦力化に向けた訓練の充実・強化を図る。内部統制の充実・強化も入っております。

業務運営の効率化では、内航用練習船導入によって訓練体制を整備いたしますけれども、同時に要員の縮減を行う。一般管理費、業務経費につきましては、6%、2%、それぞれ削減を行う。

財務内容の改善等につきましては、訓練受託費の段階的な引き上げを図る。他の受益者負担のあり方等についても、検討をするということでございます。総人件費の削減につきましては、平成17年に行政改革の重要方針が閣議決定を受けておまして、そこで公務員全体ですが、総人件費改革というものが初めて出てきております。これは5年の計画だったのでございますけれども、これを2011年まで継続をなさいたいというのが、平成18年、閣議決定をしております。それを受けて、引き続き総人件費の削減に取り組んでいます。こういった内容を中期目標として挙げておるところでございます。

以上、簡単にご説明申し上げました。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございます。

では、岡野理事長から、中期計画についてご説明をお願いいたします。

【岡野理事長】 評価委員の皆様には、ご多忙の中、事前説明のお時間をいただきまして、ありがとうございました。その上で、大変貴重なアドバイス、ご指摘をいただきまして、本当にありがとうございました。

本日は、第3期の厳しい状況と、それに取り組む心構えをまず申し上げ、その上で、事前説明でご指摘等いただきまして、修正を図った中期計画、的を絞りましてご説明させていただきます。

独法に移行いたしまして10年を経過して、厳しさはますます大変な状況になってきたというのが本音でございますが、来年度、政府予算（案）では、当訓練所に対する運営費交付金マイナス6%ということになっております。ざっくり金額のイメージに直しますと、5隻の練習船の運航に必要な燃料費のほぼ9割に相当する分が減額という状況でございます。独法に移りましてから見ますと、25%の効率化を図ることになってまいります。

その燃料費ですが、当訓練所は練習船を運航して本来業務を行う組織ですので、燃料価格の動向が業務の運営に直接的に跳ね返ってまいります。独法に移りましたときと比較しますと、現時点で燃料費はおおよそ3倍の価格で推移をしてきております。その状況に対応するために、3級海技士の養成に必要な遠洋区域における航海規模は、5分の1にぐっと絞り込んできておりますし、国内での航海訓練につきましては、機関機器の運転に不都合が生じないぎりぎりまで速力を落として、何とかひと月おおよそ6日程度の航海時間を確保していますが、航行距離にしますと、ぐっと半分ぐらいまで絞り込んできているのが現状でございます。

さらに、船体や機関機器の整備につきましては、中長期的な計画を踏まえて実行していくわけですが、その計画も先送りをせざるを得ない状況もございます。そのような状況で、今、北アフリカ、あるいは中東の情勢からでしょう、原油の価格が予想のつかない、我々にとっては恐ろしい状況が生じ始めているところでございます。

ところで、今年で船齢30年になります大成丸の代替建造につきましては、おかげさまで3カ年での建造の道筋がつかまりました。ただ、建造のための補助金につきましては、3年間で13.5億円が見込まれております。この船舶建造のための補助金につきましては、建造全体の額に比較しますと、遠く及ばない額ですので、資金調達のスキームを現在検討しております。

例えば、共有建造の方式といった、後年度の負担をできるだけ抑制するような方策をいかにあるべきか、これから検討を進めてまいります。いずれにしましても、できあがった後、返済が生じてまいります。例えば、仮に1年間4億円を返済するとして、その返済額について別途新たに手当てされる予定はございませんで、引き続き効率化を図っていく運営費交付金の中でひねり出していくことになってまいります。

このような厳しい状況ではありますが、練習船の現場が、安全で、元気に、海を目指す若者の訓練に取り組めますことを第一にしまして、役職員一丸となってコンパクトで力強い組織を目指すことにしております。同時に、広く国民の皆様から理解され、信頼され、親しまれる独法になるために、海に関する関心を高め、ひいては次の世代の海運を担う若者の確保、育成に寄与できますような活動を、関係機関、団体と連携を強化して進めてまいりますとともに、付帯業務も本来業務も含めまして、情報の発信、あるいはパブリックリレーションの強化に努めてまいりたいと思っております。

さて、中期計画ですが、資料1-1-4をご覧ください。通しページで23ページから申し上げます。下のほうになりますが、「2.(1)組織運営の効率化の推進」のところでございます。

「事務・事業見直しの基本方針」、一枚めくっていただきまして、勧告の方向性、国土交通省の成長戦略云々とありまして、2段落目のスタートから、内航海運業界から要請の強い内航用練習船を導入することにより、全国15校等から委託される実習生に対する航海訓練のあり方を全般的に見直すとともに、要員の縮減等を含む適切な航海訓練体制を整備するとしております。

このところの意味には幾つかありまして、1つは、内航用練習船を導入しますと、実習生を受け入れるベッド数が少なくなる。すなわち、受け皿が小さくなるということでございます。現在の5隻の体制におきましても、全国15校の船員を養成するコースから、それぞれ定員どおりの委託学生が参りますと、現時点でもオーバーフローをします。しかし、現実には委託される学生たちの数が定員よりも少ないものですから、各学校と調整をしながら何とかやりくりをしてい

る状況ですので、その状況がより一層厳しくなるということでございます。

第2点は、内航用練習船が導入されることによって、実習生それぞれいろいろな種類がございますが、彼らが乗船する練習船の船種の組み合わせが変わっていく。変わっていけば、それぞれの船種でどんな訓練内容を役割分担していくか、その見直しも図っていくことになります。

もう一つ、内航用練習船が小型化しますので、乗組員の要員数を少し絞っていくということですが、要員の絞り込みはそれだけでは済みません。先ほど、代替建造のための資金調達スキームと後年度負担について申し上げましたが、既に物件費につきましては、ぎりぎりのところまでできておりますので、要員の配置を見直していくと、そうせざるを得ない状況です。しかも、練習船の現場が元気をなくなさるように、それぞれが努力して頑張っていくぞということで、実行していくことでございます。この点は、我々訓練所の自助努力ですが、決してそれだけではございませんで、見直しの基本方針、あるいは勧告の方向性の中で、自己収入の拡大を図ることが目標になってまいります。

具体的には、各学校から実習生をお預かりする際に頂戴いたします訓練受託費の引き上げです。もう一つは、受益者である海運業界の負担を求めることについて、検討を進めることになっております。これらのことは、いずれも学校、あるいは業界のご理解とご協力がないと、とても進められる状況ではございません。したがって、航海訓練の全般的な見直しという意味合いは、我が国全体の船員教育訓練体制の見直しに通じていくと、私どもは理解しております。

1 ページ戻っていただきまして、23 ページ左側の欄は中期目標ですが、中期目標の前文の下から5行目のところに、海運業界、船員教育機関及び関係者との連携を更に強化し、訓練の不断の見直しにより、その質の向上に努めるとともに、海運業界等との分担のあり方を検討し、独法として求められる事務・事業の効率化を追求するというのが、今、申し上げた教育制度全般の見直しに通じることを意味していると理解しております。

次に、25 ページをご覧ください。申し遅れましたが、黄色の網掛けの部分は、ご指摘等を踏まえて、修正を図ったところでございます。25 ページ、2. (1) ですが、提供するサービスのうちの訓練の実施につきまして、ここは事前説明のときよりも、よりすっきりした表現に改めたところで、網掛けが多くなってございますが、そのうち、26 ページの④につきましては、「訓練の実施と併せ、船内での共同生活を通じて、船員として守るべき規律、マナー、行動習慣の習得を図る指導に努め、もってシーマンシップの身に付いた新人船員の育成に努める」というところを加えました。

同じ26 ページの一番下の行になりますが、これは誤字でございます。一番下の行の中ほど、「国際的同港に」と same port と書いてありますが、trend の動向の誤りです。済みません、ご訂正をお願いいたします。

次、27 ページ、(b) 四級海技士養成につきまして、ここの黄色網掛け、一行目のところ、「訓練を抜本的に見直し、訓練内の充実を図る」と書いておりまして、その具体的な内容をわかりやすく、我々自身も理解しやすく書き改めたということでございます。その中ほど、「これらにより業界の求める、就職後の早期に単独で業務を担える能力を養成する訓練の実施に努める。」があります。この部分は、事前説明においては、「即戦力を身につけた」という表現にしておりましたが、即戦力は余りにもあいまいすぎるのではないかというご指摘もございまして、業界と

いろいろ意見交換をしながら詰めてきた内容を、ここでこういう表現にさせていただきました。

さらに、黄色の網掛けの一番下のところ、「これら訓練の充実にあつては、内航船が少人数で、しかも高齢化した船員により運航されている環境を」云々と書いております。私どもの練習船には若い人もおりますし、60歳定年近い者もおりますので、幅広い年齢層の乗組員を活用することにより、練習船のころから内航の環境に慣れて素早くなじんでいくことにも努めていきたいと思います。

次、めくっていただきまして、28ページから29ページの中ほどの（g）のところまでは、わかりやすい表現に改めたという部分でございます。

その下、（h）実習生による訓練評価等につきましては、ご指摘も踏まえまして、これまでの実績を踏まえた改善の方向を、わかりやすく明確に表現したところでございます。

次、31ページの黄色の網掛けは、研究の部分ですが、事前説明の時点におきましては、資質に関する研究とヒューマンエレメントの抱き合わせのようになって、ちょっと誤解を招く、それぞれ目指すべき研究の方向性が違うよということで、別項目という意味合いで切り離しをさせていただきました。

次、32ページの③は、関係委員会等への職員の派遣についてですが、国内外の委員会について、どんな仕訳になるのかわかりにくい部分もございましたので、誤解を招かないような表現に改めたということでございます。

次が、34ページ、（5）業務運営の情報化・電子化の取組につきまして、事前説明の時点では、いただきます中期目標と同一の内容にしておりましたが、我々、練習船と陸上部門とをつなぐ情報通信ネットワークを使っておりますので、その特徴をあらわした表現にしております。その数行下、二文字、販売に黄色がついております。以前は、市販という言葉がありました。ご指摘を踏まえ、販売という文字に改めさせていただきました。

以上、駆け足ですが、説明を終わります。ありがとうございました。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。丁寧に心構えから環境を踏まえたご説明をいただきまして、ありがとうございます。

では、ただいまのご説明に関しまして、委員の皆様からご意見をいただきたいと思っております。どうぞ自由にご発言ください。かなり事前の議論の内容を取り込んでいただいております。どうもありがとうございます。いかがでしょうか。

はい、どうぞ、小島委員。

【小島委員】 小島です。今、説明の中で、燃料がこんなに高くなるというのは、いくらコストをセーブしても追いつかないと思うんですね。それで、今の燃料よりも、この5月ごろになったら、また多分ぐっと上がると思います。そうすると、今言ったように、練習船がありながら、遠洋航海が以前の5分の1ということで、ハワイに行って帰ってくるだけということだと思っております。

それから、国内の航海でも、スローダウンして距離も50%ということで、1カ月に6日しか走っていないと、これは本当にびっくりしちゃうというか、要は、社船に乗ったときに、サードオフィサーでワッチするときに、すぐではないのですが、一人でやらなくてはいけなくなるのですが、練習船の効果というのは、走っていてやるのが一番効率的だし、一人でブリッジ、サブワ

ッチという形でやるのですけれども、これでは、それもみんなができない状態だと思うのです。

そこで、本当に考えないといけないと思います。これは一番大変なことだと思うし、一番考えなくてはいけないことだと思う。本当に効果が出ないと思うのですね。ですので、燃料が上がって、なおかつ、これをまた6%コストセーブということは、この委員会とはまた違う方向かもしれないのですけれども、現実には現実なので、これでは船が走らないと思います。ですから、ここが一番真剣に考えなくてはいけないことだと思います。まず一つ、意見です。

【宮下分科会長】 中期目標に一般管理費6%、業務経費2%の削減というのがございますが、今のは中期目標自体を変えるべきだというご意見ですか。

【小島委員】 そうですね。ない袖は振れないということは、重々承知はしているのですけれども、何とか考えないといけないと思います。

【宮下分科会長】 今のことに関しまして、事務局は何かございますか。

【金田船員教育室長】 形式的に申しますと、ここは一律にかかっているという、以上終わりではないのですけれども、そういうことになっている。私どもとしても、独法が本来の業務量を達成するために必要な予算は、何とかして取りたいとは思っている。当然のことです。そういうふうに、これまでも主張してきています。

ただ、実務的な予算の取り方の段階では、なかなか難しい面があります。そういうことも踏まえて、例えば、官民分担のあり方というところにも引っかかってくるのかなと思っております。そこに逃げるわけではございませんけれども。独法が本来の役割を果たすために、こういった資金をどういうふうに調達するのかというのは、国家予算だけの話ではないであろうということも考えていかないといけないのだろうなと思っています。

その目標としてここを外したいというのは、やまやまではありますけれども、ここは一律にかかっておりますので、現実的には私どものほうから外すことは困難であると思っております。

【宮下分科会長】 意見としても、基本的にはそういう意見は申し上げられないということですね。岡野理事長のほうで、この6%減を燃料に換算したとすれば、すべてをすれば95%の燃料は使えなくなるという置きかえのご発言があって、それはそれとして、例えば、そういう非常に重要なものだという量的なご説明だったと思うんですね。現実にはそれはすべて燃料の減にいくわけではないと思うのですが、一方において、今、小島委員がご指摘になりましたような訓練の実態がありますということもご説明になりました。

今の小島委員のご発言は、そういう意味では非常に重要なものでございますが、現実には意見として申し上げることは非常に難しい状況であることはご理解いただきたいと思います。でも、それをすべて独法に押しつけるということになるのもまた大変ですけれども、そのところは原油価格というのは上がったたり下がったりいたしますし…。

【小島委員】 いや、下がることはないですよ。もうこれからは…。

【宮下分科会長】 それはわかりませんので。そのあたりの工夫については、理事長はどのように考えておられますか。

【岡野理事長】 ありがとうございます。大変貴重なご意見、正直涙が出るぐらいうれしいご意見ですが、現実的なお話がございます。例えば、23年度、対前年度6%マイナスは、5隻の練習船の燃料費の90%に…。

【宮下分科会長】 95じゃなかったですね、訂正します。

【岡野理事長】 はい。それを我々はどう自助努力をしながら、何とか今ぐらいのひと月6日という状況で距離も半減しておりますが、何とかやりくりをしていきたいと思っております。それこそ、これからの燃料の価格の動きによっては、これはお約束も何もできない状況ですが、その走れない部分をどんな訓練をやっていくかという、少なくとも努力をしていくつもりでいます。

ただ、このまま同じような効率化が進んでいくと、それこそ本当に走ることが難しくなることが現実化しますし、金田室長からその役割分担といいたいでしょうか、官民の役割分担をどんなふうにして、本当に走らなくていいのかどうかということもあわせて議論をしながら、ということで取り組む。あまりはつきりしませんが、少なくとも現時点では、この状況で取り組んでまいりますと申し上げるしかないところですね。

【小島委員】 いいですか。スローダウンしてやっていると言いましたよね。

【岡野理事長】 はい。

【小島委員】 これ、8ノット、9ノットぐらいのスローダウンをしてしまうと、社船ではコンテナ船の24ノットとか、そういうスピードの船にすぐ乗らなくてははいけないわけですよ。それで、8ノット、9ノットでよける状況と、24ノットでよける状況というのは、次元が全く違うんですよ。遊園地のボートを漕いでいるのと、スピードのある船と、感覚としてはそのぐらい違うと思うんです。スピードがゆっくりだったら、十分よけられるわけですよ。

だから、スピードのある船に対応する訓練も絶対必要だと僕は思うんです。スローダウンして燃料を削減ということもあるかもしれないけれども、やはりある程度のスピードのある訓練をしないと、訓練にはならないと思うんです。済みません、意見です。

【宮下分科会長】 今のどういうようにこれを現状においてまとめていくかということに関して、更にご希望が出されたわけですね。それをどういうように取り組めるかということに関しては、非常に難しい状況にあるかと思えますけれども、とりあえずそういう意見が出ているということでございますが、今、これに関してですか。

【石津委員】 そうですね。

【宮下分科会長】 どうぞ。

【石津委員】 今、お話がありましたように、私もその削減が大変厳しい状況で、当初の目的を果たすのが難しくなる状況にもなるのではないかと思いました。この評価委員会の中でそういう意見があったということは、言うことができるということ、伝えることができるという位置づけなのでしょうか。

それとも、もう一律に決まっていることなので、そのことについては、ここの議題になることではないという位置づけですか。

【宮下分科会長】 この仕分けですが、非常に難しいと思いますが、この6%に関しては動かさないところだと思います。どういう形でこれを意見としてまとめる、出すことができるかですね。

基本的には、大もとのところまでかかっていくようなことに関して、意見を言うことはできることになっていきますから、意見は言えるとは思いますがけれども、最終的なところは財務省、いろいろなところとの関連で、言った意見がそのまま通ることは、まずあり得ないということがございます。それは、最初にこれは意見を聴く委員会でございますので、ここで決定をすることではあ

りませんので、申し上げたとおりでございます。ですが、そのような意見が言えるかというのは、非常に難しいところですね。

【埜野委員】 ちょっとよろしいですか。

【宮下分科会長】 はい、どうぞ。

【埜野委員】 今、小島委員から出た、特に燃料のバンカー的な問題だろうと思うんです。それで、この6%というのは、評価委員会のここでの1つの目標ですから、それはいいと思うのですが、けれども、ある程度別途の要件として出されるようなことはできないのですか。

今までの過去の燃料の歴史と現在の、この数年間の、特に最近、ああいって産油国あたりの世界的な変動が起きている中で非常に高騰しているということは、想定外のことになると思うんですよね。それに対する努力目標とそれとは、また別個のような気がするのですけれども。だから、それはあくまでもそういう特別な諸事情が生じたので、こういった予算もお願いしたいということが出来るか、出来ないかですね。

【宮下分科会長】 それですね。そういう具体的なご提案ですが、いかがでしょう。

【金田船員教育室長】 これまでもあったことですが、例えば、燃料費が高騰したときがございました。そのときに、実際に燃料費が足りないといったことで、例えば補正予算をお願いするとか、補正予算が出たときに、それに乗らせてもらう。あるいは、独法の中のいろいろな経費、余ったものもあれば足りないものもありますが、余ったものを燃料費に回してもらう。あるいは、年度、年度の通常予算を要求する場合に、そのときの燃料費の状況等を勘案して、特別にお願いするといったことで、これまでも対応はしてきているところであります。

それが認められるか認められないかは、私どもサイドで決めることではないので、認められたものもあれば、そうでないものもあった。今後ともそういう機会があるたびに、それは私どもから飛びついていくこととなりますが、この中期目標についていろいろな独法があって、それぞれの事情があります。特に、航海訓練所は現場を持っていますから、厳しいことはわかってはいるわけですが、それぞれの独法はそれぞれの状況がありますので。

私どもとしては、わかりつつも、その中期目標として与えるパーセンテージを変えてくれという話は出せないということでございます。努力はいたします。

【宮下分科会長】 今、室長がおっしゃったとおりだと思います。これは、中期目標、中期計画を決める、その内容を決めるといいますか、議論する委員会でございますので、中期計画の中に今のようなことを組み込むのは非常に難しいと思います。その都度、その都度の状況を踏まえていかなければいけない。

ただ、具体的に、ではどうするかというと、今、室長がご指摘のような対応が考えられます。従来はそういうことでされてきたということでございますが、よろしゅうございますでしょうか。そういう対応をするということです。今年度の予算を議論するのであれば、これはこれということになるのですが、これは中期の目標のものでございますので。

はい、どうぞ。

【桑島委員】 今、ここで議論になっているのは、何とか航海訓練所を応援しようという意見を皆さんいろいろ出していると思うんです。

今、ここに書いてある6%というのは、運営費交付金の話ですよね。にもかかわらず、ここに

書かれている文言が、総経費を6%削減するみたいな書き方になっていますよね。これは、運営費交付金以外に収入が何もなければイコールだからそれでいいのだということになるのかも知れませんが、例えば、先ほど言った、いろいろな自助努力によって自己収入が少しでも入ってくれば、この6%までいかなくても済むのではないのかという気もするんです。

ですから、この書き方について、もうちょっと工夫の余地はないかなと思うんです。経費を6%削減すると、もう言い切っちゃっている。たとえ他から収入があっても、6%削減するという書きぶりになっているような気がするのですが。

【宮下分科会長】 石津委員、どうぞ。

【石津委員】 その書きぶりは、これ多分、各独法一律に「その経費の」、ということできていることなのかなと…。

【宮下分科会長】 この表現は、これでよろしいのですかね。

【金田船員教育室長】 これは、正しい表現でございます。運営費交付金、例えば、航海訓練所が60億の運営費交付金がありますが、その6%ということではありません。その中のいろいろ経費の項目立てがあり、その更に一部が節減対象経費になっている。

具体的に言いますと、一般管理費がございます。一般管理費も必ず定額が必要なものと、そうでないものが分かれておりますが、定額でない部分について、例えば定額というのは、税金であればこれは決まっているので、所要額ということでそれは減らされませんが、それ以外の節減が可能なものといった経費についての6%、あるいは2%でございますので、額としては小さいとは申しませんが、総額ではございません。

【石津委員】 よろしいですか。

【宮下分科会長】 どうぞ。

【石津委員】 それに関連して、多分、今、先生がご心配な、その自己収入との関係なのかなと思います。この場にそぐうかわかりませんが、ほかの自己収入を相当持っている独法さんも、ほぼ総額の6%減ということにされているので、結局、自己収入が出たとしてもそこで減らされてしまって、交付金からの減だけではないので、何かしら扱いについての整理が必要ではないかということを考える余地があるという話が出ているところがあったと思います。

ちょっと回りくどい言い方ですが、結局、交付金についての6%という話ではなくて、たとえ自己収入があったとしても、そこのところからも6%ということで削減をすることが、この内容ですよね。

【桑島委員】 それは、何が何でも支出規模を小さくしろということですか。どんなに収入を増やしても？

【石津委員】 ええ。という内容だと私は聞いておまして、そこのところに関しましては、独法の自己収入を増やすという全体の方向性がある中で、そのインセンティブを持たせるのと相反するという見方もできるので、何か今後を考える必要性があるのではないかという気持ちも持っております。

【宮下分科会長】 ちょっと議論を整理しないと進めないですね。

【石津委員】 はい。

【宮下分科会長】 今のは、自己収入で努力されれば、6%というのはある程度カバーできるじ

やないかという…。

【桑島委員】 端的に言えばそうですね。

【宮下分科会長】 そういうご意見と言いますか、おっしゃったのですけれども、いくら努力しても仕方がないんだということを石津先生がおっしゃっておられますので、よくわからないんですかね。

【石津委員】 そうですね。事実関係の話だと思うのですけれども、8割ぐらい自己収入を持っている独法さんがありまして、そこからは自己収入があるけれど、それについてはやっぱり6%減が一律にかけられているので、自己収入を増やすということについてのモチベーションが下がるという話が出ていまして、それは事実関係との話だろうと思いますので…。

【金田船員教育室長】 自己収入との関係においては、独法の必要経費がまずあって、それは自己収入を除いた足らず米が運営費交付金ということになっています。その2つを合わせて、例えば、一般管理費も業務経費も経費という面からすると、中身のミシン目はなくて、全体のもので経費が決まっている。その使った経費を節減していきましょうということですので、自己収入分、運営費交付金分ということではないということでございます。

【石津委員】 そうですね。だから、自己収入を増やしたからその分がカバーできるという話とは結びつかないということですよ。

【金田船員教育室長】 カバーはできません。

【小島委員】 自己収入というのは、年間大体どのくらいなのですか。ざっとでいいのですけれども。

【岡野理事長】 次の年度の予算の関係で言いますと、自己収入を1億1,000万だったでしょうか、見込んでおります。

【上久保事務局長】 1億ですね。

【岡野理事長】 そうですね。

【石津委員】 済みません、今の話、私、ちょうど桑島先生からその話があったので、その話をしたのですけれども、今のこの中期計画の6%というところとは離れている話ですので、ちょっとずれているかなと思います。

【宮下分科会長】 独立行政法人で頑張ってやっても、次の年度、自己収入を増やしておれば、またその分が圧縮になってということはよく聞きますね。だから、頑張ったら頑張っただけそれが将来楽になるのかというと、必ずしもそうじゃない。

けれども、やはり自己収入を増やして、全体としてのバランスを自分で付けていくことをやらないといけないのだということで、頑張れば頑張るほどきつくなるのではないかという議論はございましたよね。ですから、頑張らないといけないと思いますが。だから、市販教科書の販売とか、それも含められてやろうとしておられるのですよね。ですから、この意見として、今年度について、あるいは将来にわたって6%というのほどに振り向けられるかということは別にいたしまして、これについては、6%は振り向けないでほしいと。

結局、整理いたしますと、例えば、3%にしてほしいというご意見のようになってしまいますよね。燃料費に関しましては、この独法については、一律6%というのは適用しないしてほしいとお願いできないかということですが、それはできないですよ。

【金田船員教育室長】 常にそういう話はしております…。

【宮下分科会長】 しておられる。

【金田船員教育室長】 それはなかなか困難ですということでございます。

【宮下分科会長】 それは、独法それぞれにおいて事情があつて、無理であるということですね。

【金田船員教育室長】 はい。

【宮下分科会長】 ですから、すべて航海訓練所がよかれということでご意見を出されておりました、私もつらい立場ですけれども、ここで基本的にどうすべきかということになりますと、ちょっと手詰まりがございます。具体的にどうすべきかということですね。

吉田委員、何かございますでしょうか。

【吉田委員】 今、確認ですけれども、6%というのは、そもそもの話の発端は、燃料費ということだったかと思ひますけれども、燃料費はこの一般管理費の中に入ってきますのでしょうか。

【宮下分科会長】 入らない。

【吉田委員】 違いますよね。

【宮下分科会長】 だから、理事長はそういうふうにおっしゃったのですよ。6%を燃料費に振りかえていくと、90%に当たりますというご説明をされたんですよ。そこから話がこうなってしまうのですよ。

【吉田委員】 私が思いますのは、これはあくまで中期目標でありますので、おっしゃられたように、燃料のバンカーの値段はどう変わっていくかわからないのであつて、目標としては、これは、私はこれでいいのだと思います。

その油の値段がゆえに、結果として単年度の結果がどうであつたというのは、またそれはそのときの説明になるのだと思ひますので、この目標としてこう設定していくということには、これでいいのではないかと私は思ひます。

【宮下分科会長】 その単年度についてここで保証をするというのは、非常に難しいですね。中期計画でありますので、非常に心苦しいのですけれども。

ということで、小島委員、よろしゅうございますでしょうか。

【小島委員】 はい、わかりました。

【宮下分科会長】 埜野委員もよろしゅうございますか。

【埜野委員】 ええ、いいですよ。

【宮下分科会長】 いろいろ問題が出ましたら、また室長を初め、皆さんで対応をしていただくというのが現実的な方針かと思ひますが、桑島先生、よろしゅうございますか。

【桑島委員】 いいのですけれど、ほうっておけば規模がますます縮小し、ジリ貧になっていくことを、もうここで認めてしまつている感じがして、釈然としません。

【小島委員】 あと一つ、いいですか。

【宮下分科会長】 はい、では、これはこれで。

【小島委員】 大成丸が、13.5億、予算が認められたというのですが、船全体の船価はどのぐらいなのか。

【岡野理事長】 48億ぐらいをとりあえず見込んでおりますが、そのままいってしまうと、それこそ後年度負担、自分の首を絞めていくようになりますので、今後、どんな建造費の節約にな

るような仕様の書き方があるか、より詰めていこうとしているところです。

【小島委員】 それで借入金で後、返していくと言われましたよね。返していく費用というのは、どんどん返していかななくてはいけなくなるわけでしょう。そうすると、こっちの費用がどんどん削られていくわけですよね。

【宮下分科会長】 ちょっと待ってください。それは借入金でやられるということは決まっておるのですか。

【岡野理事長】 今のところ3年計画の道筋がついて、初年度23年度4.5億円は政府案として建造費補助金がついています。その3年間、同額を頂戴できるとして、13.5億円。それ以上のところは、少なくとも今のところありません。

補正予算で先ほど室長が言ってくださったように、うまく取り込めるようなチャンスがあっとうまくいけばいいですが、ないとすれば13.5億円で足らず米のところを、言ってみれば出資者を求めて建造して行って、例えば、共有建造方式になるか、いずれかの方式を見つけ出していくということです。

【宮下分科会長】 ですよね。足りないところについては、具体的で、また最も望ましい建造方式、資金の調達方式をこれから検討されるということで、具体的にはまだ決まっていないですね。

【岡野理事長】 はい。

【宮下分科会長】 今の確認ですが、そういうことでよろしいですか。特に今のところは、建造の方法は、資金だけが13.5億というのは一応決まっているけれども、不足分についてはこれから議論する、検討するというでよろしいですか。

【金田船員教育室長】 そうです。その場合には、今、検討の根底をなしておりますのは、最悪の場合を想定してやらざるを得ないということでございまして、それをベースに、今、検討しているということです。

【宮下分科会長】 なるほど。最悪の場合ですね。

では、石津先生。

【石津委員】 今、大成丸は、自己所有だったんですけど。

【岡野理事長】 はい。

【石津委員】 リースですか。

【岡野理事長】 いえ、違います。

【石津委員】 自己所有ということですね。一般的に固定資産を買うときに、元手が足りなかったり、いろいろな要素があっあって、自己所有にするのか、それともリース等でやっていくのかという、幾つものいろいろなやり方があるかと思っておりますので、多分もう既にご検討されていらっしゃるのだらうとは思いますが、借入金等のことも考えられると、いろいろな手段をご検討されるといいのかなと思います。

【岡野理事長】 ありがとうございます。

【宮下分科会長】 そういうことで、よろしゅうございますか。

【岡野理事長】 はい。

【宮下分科会長】 これは羽原先生もいろいろご尽力された件でありますけれども、大成丸とい

うのは海運業界も含めまして、新しいものに変えてほしいということですと要望していたものが、こういう形で厳しい財政事情の中で実現するということが、それ自体喜ばなければいけないことでございます。

これがなくなってしまうば訓練自体もできなかったわけでありますから、そういう意味では、これをベースにどういう工夫をしていくかという、そちらを積極的に対応していくのが、要求した側としては当然のことではないかなと思うんですよね。厳しいですけども。それに伴って全体の訓練のやり方、トレーニングのやり方は変えざるを得ないというご説明で、それはそのとおりだと思います。こういう財政事情にならなければ、もっとよかったわけでございますが。

ほかに何か今の、補足されることはございませんか。

【金田船員教育室長】 いえ。ございません。

【宮下分科会長】 よろしゅうございますか。今の代替船の建造につきましてはよろしゅうございますか。はい。

では、ほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

【小島委員】 2月8日に事前説明を受けたときに、今日、工藤先生がいらしていないのですが、文言の表現で、この黄色の業務運営効率化というところで、要員の「縮減」という言葉を使っているのですが、それからあと後ろのページで、7ページ目でも同じように黄色のところ「要員の縮減等を含む適切な」云々と書いてあるのです。

酒井先生もいらっしゃったですよ、あのとき、工藤先生が「この表現はそぐわないんじゃないか」と。「もっと元気の出る言葉、合理化という言葉を使ってください」という発言をされていたのですが、でも、「縮減」というと何か元気が出なくなっちゃうというか、工藤先生はそういう意見だったんですよ。それで、この会議に出られないのですが、そのところはよろしくと、あのときに言われたと思うんですね。ですので、この「縮減」という言葉は、やっぱり使わなくてはいけないのですかね。これは表現の問題ですけども。

【宮下分科会長】 はい、どうぞ。

【金田船員教育室長】 勧告の方向性等をまとめるときに、その言葉でまとまりました。

【小島委員】 「縮減」という言葉ですか。

【金田船員教育室長】 そうです。勧告の方向性を受けて、大臣が見直し案をつくります。その大臣がつくった見直し案も、要員の「縮減」という言葉できちんと書いてあります。

これは国土交通省として決めた見直しでございまして、それを私どもは中期目標として指示を行う場合に、その言葉そのものを使わざるを得ないということで、目標にはまずそういうふうに使っております。

当然ながら工藤先生のお話を受けて、独法ともお話をしました。独法としても合理化という修正案を出してきましたが、そこで私どものほうで「それは適切ではない」ということで、再度同じ表現にさせていただきました。これは私どものほうで「縮減」という言葉を使っていたきたいという指示といたしますか、そういうことをいたしました。

【小島委員】 わかりました。

【金田船員教育室長】 それは、要員の縮減と片や目標側に書いてあって、それを受けた計画というのは、更に具体化する、具象化するものであるはずのところ、言葉のイメージとしてはやや

ぼんやりしてくると。そういう方向は私どもとしてはそぐわないと考えておりますので、そのようをお願いした次第です。

【小島委員】 わかりました。

【宮下分科会長】 ありがとうございます。

【小島委員】 宿題を頼まれていたもので、そのところは聞いておかないと。

【金田船員教育室長】 私どもとしても、一番最初の勧告の方向性の協議をする段階からそういう言葉を使ってという話もちろんあったわけですが、最後そういうところに落ち着いたもので、その言葉をそのまま使わざるを得ないといった認識でおります。

【宮下分科会長】 どうもすみません。そういうことでやりとりがあったということでございます。

ほかはございませんか。もしよろしければ、いろいろご意見をいただきましたが、大きく修正をしなければいけないというご意見ではなかったと考えられます。そういうことで、何か語句の修正をしなければいけないということが、たまたま後日出てきた場合には、事務局との間で私に一任をしていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【宮下分科会長】 ありがとうございます。

また、先ほども出ましたけれども、現在、いろいろと財務省との間での協議なども進んでおりまして、この文言がそのままの形で終わるかどうかということも不透明なところもございまして、その点もご承知おきをいただきたいと思います。

それでは、中期目標、計画についての審議はここまでにいたしたいと思います。

続きまして、不要財産に係る国庫納付の認可についての審議に移りたいと思います。では、阪本企画官からご説明お願いいたします。

【事務局】 ご説明申し上げます。43ページ、資料2をご覧ください。カラー刷りの縦もの資料でございます。「不要財産に係る国庫納付の認可について」というところで、一番上の背景の部分の下2行でございます。独立行政法人通則法というものが改正されまして、平成22年11月27日から施行されております。この改正通則法によって、不要財産を国に返す仕組みができたということでございます。

それで、次は中ほどよりちょっと下の枠囲みをご覧ください。航海訓練所につきましては、前中期計画において旧銀河丸・北斗丸を売却した現金がございまして、これをこの3月31日までに返納するというところでございます。

それから、もう一点は、そのペーパーの一番下をご覧ください。今ご審議いただいている中期計画の中で、内航用練習船を導入しますと、練習船大成丸が不要になるであろうということで、中期計画の中に大成丸の処分を計画してございます。以上です。

【宮下分科会長】 以上で、不要財産に係る国庫納付の認可についてのご説明を終わりますが、いかがでしょうか。

石津先生、どうぞ。

【石津委員】 1点、質問させてください。これ、結局、返納する分に関しては、減資というか、純資産の分がこの分減るということをおっしゃっているんですね。

【阪本海技企画官】　　そうです。減資になります。

【石津委員】　　そうですね。ということは、その分の資産が減るということで、その資産というのは、例えば、この1億1,445万円分の流動資産という形でもうそれをお持ちでいらして、それを使うということなのですか。

それとも、何かしら固定資産も売却しながら、国庫に返納することを考えていらっしゃるのですか。その返却する原資がどうなっているのかを教えてくださいたいと思います。

【宮下分科会長】　　室長、どうぞ。

【金田船員教育室長】　　この原資は、現金で所有をしております。

【石津委員】　　これはもう現金で持っているということで。

【金田船員教育室長】　　それをそのまま返すということでございます。

【石津委員】　　そうなんですか。

【宮下分科会長】　　極めて明確です。

【石津委員】　　そうですね。

【上久保事務局長】　　1つよろしゅうございますか。

【宮下分科会長】　　どうぞ。

【上久保事務局長】　　初めは、独法に移行した時点で、この2隻の船を資本金として簿価でうちのほうに計上してございます。それを売った時点でできた現金が、資本剰余金として、資本と同じ部分にプラマイで入れてございます。ですから、今、銀行にありますこのお金を国庫に返しますと、資本が圧縮される形になろうかと思えます。

【石津委員】　　そうですね。だから、その純資産が減っている分が資産の部の何を使うのかなと思いました。今、現金あるいは預金なのかを持っていらっしゃるということですよね。

【上久保事務局長】　　失礼しました。現実的には現金の減になります。

【石津委員】　　今、BSが手元になかったの、それだけ余裕資金をお持ちだったのかな、なんて思いながら…。

【金田船員教育室長】　　それは使えないお金ですから。

【埜野委員】　　ちょっといいですか。

【宮下分科会長】　　どうぞ。

【埜野委員】　　これは、今度大成丸という船をつくるのに資金が足りないわけでしょう。この分をある程度転用することはできないのですか。

【宮下分科会長】　　これは次の戦略を練る上で、とりあえずお返ししたのだからということも1つの実績になるかと思えますね。これは私がそう思うわけでございますが。

【埜野委員】　　事実、船価より大幅に足りないわけでしょう。

【岡野理事長】　　はい。よろしいでしょうか。

【宮下分科会長】　　はい、どうぞ。

【岡野理事長】　　今、埜野委員がおっしゃってくださったような気持ちも我々大変強くて、教育室を通じてお願いをしているのですが、そういうふう認可を得る制度にはどうもなっていないということのようです。

【宮下分科会長】　　はい。では、議論をすっきりとするために、不要財産に関しますこれと、先

ほどの件は関係ないということで、不要財産処分、1億1,445万円を国庫にお返しするということでございますが、異議なしということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【宮下分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは、これに関しまして、意見はないということにさせていただきたいと思います。

では、最後残りました役員報酬についてでございます。これも阪本海技企画官からご説明をお願いいたします。

【事務局】 はい。45ページ、資料3-1-1でございます。役員報酬規程の変更について、まず、理由のところをご覧ください。

平成22年8月に人事院勧告が出されておまして、それで公務員全体の給料が変わります。航海訓練所の俸給も公務員に準じた俸給としておりますので、公務員の給与が変われば当然それにスライドして航海訓練所の給与も変わりますということでございます。

具体的には、役員報酬規程の中で、月例給が0.2%引き下げ。それから、特別給につきましては、年間支給月数を0.15月分、引き下げを行うというものでございます。

このペーパーにつきましては、今年の11月をベースにしたペーパーでございますので、未来形のような書き方になっておりますが、これは既に終わったという話でございます。

具体的には、次の資料3-1-2をご覧ください。左が新、右が旧と新旧対照でございます。このように、役員の報酬規程が改正されております。既に今年の11月に届出されたものでございます。以上です。

【宮下分科会長】 ありがとうございます。ただいまのご説明に関しまして、ご意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特に意見がないということでございますので、役員報酬規程の変更につきましては、当分科会としては意見なしということにいたしたいと思います。

以上で、航海訓練所の議事を終了したいと思いますので、進行を事務局にお返しいたします。

【事務局】 分科会長、どうもありがとうございました。

それでは、いったん休憩を挟みまして、次は海技教育機構に移ります。10分休憩を挟みまして、14時45分から審議に移ります。以上です。

(休 憩)

【事務局】 それでは、お時間がまいりましたので、海技教育機構の議事に入らせていただきます。

まずは、海技教育機構の資料を確認させていただきます。お手元の資料をご覧ください。先ほどの航海訓練所と同様です。

まず、1ページ目、「海技教育機構第2期中期目標・計画(案)の概要」、資料1-2-1でございます。次は、3ページから6ページまで、資料1-2-2「海技教育機構第2期中期目標(案)」。それから、資料1-2-3「海技教育機構第2期中期計画(案)」、7ページから15ページまででございます。

続きまして、今度は横の資料になります。資料1-2-4「海技教育機構第2期中期目標・計画(案)対照表」で、17ページから29ページまででございます。

続きまして、31ページ、資料2でございます。この資料は、先ほどの航海訓練所で使用した資料と同じ資料でございます。続きまして、33ページ、資料3-2-1「役員報酬規程の変更について」の表紙が、先ほどの航海訓練所と同じでございます。その次、資料3-2-2は、35ページ、36ページ、両面刷りになってございます。「海技教育機構の役員報酬規程」でございます。

次の37ページは、海技教育機構のみ追加しております議題で、「海技教育機構業務方法書の変更の概要」という資料でございます。それから、最後に39ページ、40ページ、両面刷りで、「海技教育機構業務方法書改正（案）新旧対照表」でございます。

以上が、海技教育機構の資料でございます。過不足ございませんでしょうか。

それでは、ここで、海技教育機構から鋤柄理事長がお見えになっております。ご紹介いたします。

【鋤柄理事長】 鋤柄でございます。よろしくお願いいたします。

【阪本海技企画官】 法人の方々につきましては、発言時に職名及び氏名を述べていただきますよう、お願いいたします。

それでは、再度、宮下分科会長に進行をお願いいたします。

【宮下分科会長】 よろしくお願いいたします。では、早速、議事に入ります。

進め方は、前回の航海訓練所と同様でございます。まず、中期目標につきまして、金田室長からご説明をお願いいたします。

【事務局】 ご説明いたします。資料の1-2-1「海技教育機構第2期中期目標・計画（案）の概要」をご覧ください。

基本的な考え方を最初の3行に述べております。ここ10年を踏まえた考え方につきましては、先ほど述べたとおりでございます。この3行の真ん中のところで、「内航海運に求められている」と特別に書いておまして、海技教育機構は4級の新人教育が1本目の柱、それから、2本目の柱として、船員の再教育ということでございますが、現在の内航海運の船員の高齢化等を踏まえまして、内航海運対応をまずメインに考えているということでございます。

左側の船員養成をめぐる環境というところで、先ほどの航海訓練所と同様でございますけれども、即戦力化が必要とする一方で、若年者に対する資質教育も同様にあるということで、これに応える必要があるということでございます。

それから、基本方針・勧告の方向性の中で、2つ目でございますが、児島分校の国庫返納、児島清算室の廃止を挙げられております。これは、独法の整理合理化計画によりまして、既に児島分校自体での教育業務は停止をしております。この残った土地、建物等を国庫返納するというところでございます。

また、国庫返納手続きに伴う業務を処理するために設けられました児島清算室も、事務手続き終了次第、廃止すべしと指摘をされているということでございます。

それから、教育管理業務の効率化による要員の縮減。教育管理業務、例えば、成績の集計ですとか、そういったことをITを使って処理する方向でございまして、これを効率化することによって要員を縮減できる。そうすべしという指摘でございます。

それから、自己収入の確保・受益者負担の拡大。具体的には、4級の授業料、海上技術学校、

海上技術短期大学の授業料の値上げ、これは公立高校並みということでございますが、これも明確に指摘をされているところです。さらに、受益者負担を検討の上、拡大していきなさいという指摘。これらを踏まえて、真ん中の中期目標をつくっております。

業務の質の向上の上2つは、先ほどと同様でございます。

3つ目の本科、専修科の入学定員の見直しは、現中期目標期間中に380という新人の養成規模を、350程度に落とすという中期目標を立てております。現中期目標を立てたときには、新人船員の就職があまりよくなかったということで、このような目標になったわけでございますが、その後就職率が著しく改善したということで、その380を維持しようと考えたわけでございますけれども、リーマンショックがございました。その後、就職率はさほど落ちなかったのですが、求人状況がかなり悪化したということでございまして、実際には中期目標計画を変更するに至らなかった。

したがって、目標を達成するために、この23年度、今年の入学者から350にいったん落とすという選択をしておりますが、基本的には内航海運においては、人が足りなくなるのはわかっていることございまして、いつでもこの定員を実態に合わせて見直すことができるようにということで、この入学定員の見直しを入れております。心としては、増えるニーズに対していつでも対応できるようにする。そういうニーズが実際に出てきたときには、すぐに対応することを目標として挙げているということでございます。

次の即戦力教育の充実は、航海訓練所の内航用練習船の導入に合わせて連携を強化して、教育の質を上げるということでございます。それから、資質教育の強化も、左側の業界ニーズに対応して、これまでも資質教育をしておりますけれども、一層それを推進するというところでございます。

ここに書いてございませませんが、海技大学の船舶運航実務課程についても見直しを指示することにしてあります。この実務課程につきましては、今中期計画中に自己収入の拡大、あるいは業界のニーズに対応して、どんどん拡大してきたという認識でおります。定員が1,000名余りのところを3倍ぐらいの実績で非常に頑張ってもらっているということでございます。

周囲の状況も勘案して、広がり過ぎたという言い方は当たらないのかもしれませんが、非常に数多くの講習をやっている。ここでもう一度その必要性ですとか、あるいはコスト計算と言いますか、そういう観点から本当に必要なかどうか、必要だとした場合にどういうふうにするべきかということを再精査して、ふさわしいものを実施しようという目標にしてございます。

それから、次の効率化につきましては、先ほどの児島の関係については、そのとおりでございます。一般管理費、業務経費につきましても、共通に指示をしております。

財務内容の改善、新人船員の授業料の引き上げ、それから、講習料と書いておりますのは、先ほど申し上げました船舶運航実務課程等を中心とする再教育関係の講習料ということでございます。受益者負担のあり方についても、同様に検討をしていただく。していただくと言いましても、これは単に法人だけでできるものではございませんので、国、業界、一丸となってやる必要があるものと考えております。そのような目標を与えたいと考えております。以上です。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、鋤柄理事長に中期計画をご説明いただきます。よろしくお願いいたします。

ます。

【鋤柄理事長】 それでは、説明の前に一言だけお礼を申し上げたいと思います。当機構も皆様方のおかげをもちまして第2期を迎えることができ、誠にありがたく、厚くお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

当機構は、平成18年4月の旧海員学校と旧海技大学校の統合から5年が経過しようとしています。この間、清水に本部機能を集約するなど、効率的な組織体制の構築、あるいは基礎教育から高度な教育までの一貫教育の実施、国の政策及び海運業界へのニーズに対応した実務講習訓練の実施など、教育サービス、業務の向上に努めてまいりました。

第2期中期目標期間では、これまで積み上げてきた実績をもとにして、予算の枠内でより効率的かつ効果的な組織業務運営と、国民に対してより質の高いサービスを提供できるよう、当該計画を策定いたしております。

また、教育機関として当機構の得意とする分野を更に発展させるとともに、他関係機関との連携を強化し、教育の質的向上を目指してまいりたいと考えております。

それでは、独立行政法人海技教育機構第2期中期計画（案）について、ご説明いたします。主な項目のみになりますが、よろしく願いいたします。

7ページに該当しますが、「1.業務運営の効率化について」でございます。大幅な予算削減・抑制の中、より効率的な業務運営をするために、先ほどもお話に出ていましたけれども、すでに業務停止しております海技大学校の児島分校の財産処分のために設置した児島清算室については、財産処分に係る業務終了後、速やかに廃止をいたします。

また、各校における教育管理業務の効率化を図るために、教務事務の見直しを行い、各校の教務事務の一部を本部へ移行、集約いたします。

給食業務につきましても、外注化の推進を計画いたします。また、船舶の検査・修繕契約については、船舶コンサルタントの活用を計画しているところであります。

続きまして、人事交流につきましても、積極的に推進するよう目標に挙げられていることから、教育の質の向上、効率的な教育を実施するために、現中期の実績、当機構の人員の規模、あるいは交流先の状況等を考慮し、現中期計画の目標値と同規模の約50名程度の人事交流が適切であると考えております。

続きまして、8ページから10ページにわたるのですが、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上についてでございます。

「イ 入学定員」でございます。本科及び専修科における期首の入学定員を350名とし、今後の景気の動向あるいは業界の船員需要を見極めた上で、入学定員を見直し、柔軟に対応できる体制を維持することといたしております。当面は各校の人員配置、設備を保持し、いつでも柔軟に対応できる体制を維持してまいります。

続きまして、その下の「ロ 即戦力化」についてでございます。航海訓練所との連携強化につきましても、現在でもやっております既存の連絡会議、航海訓練所・海技教育機構連絡会議を拡充するとともに、航海訓練所の内航用練習船の活用についての検討会の立ち上げを計画いたします。当機構では、教育内容、深度化等、航海訓練所では、訓練内容、深度化等について連絡を密にし、座学と乗船訓練の有機的連携により、効率的かつ効果的な船員養成を実施することといた

しております。

続いて、8ページの下段の「ハ 合格率」でございます。生徒・学生の基礎学力の低下、また、船内業務のIT化の進展に対応するために、相当の時間を要する中での合格率の維持・向上を目指すことにしております。この状況を踏まえて、合格率の目標値を専修科及び海上技術コースについては、現状維持の90%以上、本科につきましては、現中期計画より10ポイント引き上げて75%以上と設定しました。

その下の②実務教育についてでございます。船舶運航実務課程においては、これまでユーザーのニーズに応え、また、自己収入の拡大に資するために、多種多様な講習を実施してきました。第2期中期期間においては、各講習について公益性を踏まえ、独立行政法人が実施するにふさわしいものであるかについて再度検討を行い、講習全体の見直しを行います。

続きまして、9ページの④資質教育についてでございます。当機構は、これまで関係団体等との意見交換会を活発に行ってまいりました。その中で、コミュニケーション能力を始め、協調性、統率力、柔軟性等を備えている人材を業界が強く求めていることが明らかになってきております。船員としての技術・技能はもちろんのことですが、資質の涵養を図るため、生活指導を一層充実・強化してまいります。

続いて、⑤就職率についてでございます。当機構が最も力を注いでいることの1つが、就職率の維持・向上でございます。リーマンショック以降も、本部及び各校の一丸となった取り組みにより、高い就職率を維持してきました。

内航船員教育連絡会議において、内航海運業界はいまだ減船が続いており、新人採用の見通しが立たないとの現状報告があるなど、海事関連企業へのこれまでと同様の高い就職率を維持していくことには、相当の困難が予想されます。このような厳しい状況下にはありますが、第2期中期計画期間におきましては、就職指導を引き続き強化するとともに、業界ニーズに対応した新人教育により、海事関連企業への就職率の目標値を、専修科及び海上技術コースについては、現状維持の90%以上、本科については、現中期計画より5ポイント引き上げて75%以上と設定しました。

続きまして、10ページ以降の3. 予算について、11ページの上段、①授業料の段階的引き上げについてでございます。本科及び専修科の授業料につきましては、平成21年11月26日に行われました行政刷新会議の「事業仕分け」において、「授業料を段階的に引き上げるとの見直しを行う」という評価結果が出されたところであります。これを受けて、当機構では、当初計画では1年おきの値上げということで、隔年で月額1,000円引き上げることにしていましたが、本科及び専修科の授業料を毎年引き上げることといたします。この措置により、現在、平成22年度の入学生の月額6,000円の授業料が、平成26年度入学生には、公立高校並みの9,900円となります。

②適正な受益者負担の検討についてでございます。先ほど②のところでご説明しました実務教育の項目において、「各講習について、公益性を踏まえ、独立行政法人が実施するにふさわしいものであるかについて再度検討を行い、講習全体を見直す」とご説明いたしましたが、今後実施する講習については、費用と収入、いわゆる受講料でございますが、その関係を踏まえて、適正な受益者負担を求めることといたします。

11ページの予算ですが、予算の運営費交付金及び施設整備費補助金の収入、支出についてご説明いたします。

まず、収入の部でございます。運営費交付金については、運営費交付金算定ルールにより積算しております。第2期中期計画の5年間の総額は、120億5,200万円で、前中期計画と比べ、21億8,400万円減少しています。

施設整備費補助金は、清水校の総合実習棟建設工事、4年計画で最終年度の1年分、それと波方校校舎耐震及び学生寮等建築工事、小樽校の外壁屋上改修工事を計画しており、合計で8億4,200万円でございます。

受託収入につきましては、1億3,900万円、業務収入は、授業料の値上げを含め、10億3,400万円を予定しています。収入合計は、140億6,700万円です。

続きまして、支出の部でございます。業務経費は所要額計上分を除き、平成23年度をもとに、平成24年度から毎年1%の削減、現中期計画より1億7,000万円の減、18億100万円でございます。

一般管理費は、同様に所要額計上分を除き、平成23年度をもとに、平成24年度から毎年3%の削減、現中期計画より4億4,000万円減の10億5,900万円となります。

人件費につきましても、平成22年度予算をもとに、平成23年度から平成27年度の5年間で5%、10億8,700万円の削減、102億2,600万円でございます。支出合計は収入と同じく140億6,700万円となります。

収支計画、資金計画は、収入・支出予算に基づいて積算しており、記載のとおりでございます。

以上のように、大幅に予算が削減される中での第2期中期計画の策定でございますが、今後行われる年度計画の策定に当たっては、状況に即した具体的な施策を立てていきたいと考えております。今後ともご指導のほどよろしくお願いいたします。

誠に簡単でございますが、海技教育機構の次期中期計画のご説明を終わります。ありがとうございました。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまの中期目標並びに中期計画についての説明に関しまして、何かご意見がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。ご自由をお願いいたします。

【桑島委員】 よろしいですか。

【宮下分科会長】 どうぞ、桑島先生。

【桑島委員】 前回、事前説明のときにお伺いしたのですが、授業料を上げていく件で、高校の授業料無償化に伴って、直接学生には跳ね返らないのだというご説明を確かされていたと思うのですが、それは本科、専修科、あるいは海上技術コースの学生全員がそうなのですか。

【鋤柄理事長】 入試もほぼ終わって、1年前と比べて、無償化の前と比べて倍率も上がっているので、数字上は大きな影響を受けているとは読み取れません。応募者の数からいくと影響は出ていない形になっております。どちらもですね。本科もですね。

【桑島委員】 私が聞いているのは、各科すべての科の学生、全員が無償ですか。

【鋤柄理事長】 本科校だけでございます。数字上、影響は出ておりません。専修科はもともと無償化ではありませんけれども、そちらも倍率が増えているということで、どちらも無償化によ

って影響を受けたというのは、数字上はどこにも出てきておりません。もう1、2年たたないとその辺はよくわかりませんが。当面、初年度については出ていないのかなととらえております。

【宮下分科会長】 よろしゅうございますか。

【桑島委員】 はい。

【宮下分科会長】 では、ほかにございますでしょうか。

小島委員、どうぞ。

【小島委員】 この場でそぐわない質問かどうかわからないのですけれども、2年前の資料を見ると内航に2万1,500人ぐらいいて、これを見ると50歳以上が50%なんですね。そうすると、10年、15年ぐらい先になると、この50%がみんな年齢的にいなくなると細くなって、完全に半分の人ですね。今言われていたように、350人ずつ15年間、その人すべてが就職するとなると…。

【宮下分科会長】 4,500人。

【小島委員】 いや…。

【宮下分科会長】 もう少し上ですか。

【小島委員】 ええ、もっとなると思うんですね。

【宮下分科会長】 5,250人？

【小島委員】 5,250人ですね。それで、今の船員のレベルの人数が必要だという計算でいくと、4,000人ぐらい不足するんですね。ただ、隻数が減っていくことを考えても、今後、350人が毎年就職しても、日本の内航の船員が3,000人ぐらい足りなくなるのです。

そこは、やはり船員政策の問題になってくると思うのですけれども、これからどうなっていくかということです。この場で発言としていいのかどうかかわからないのですけれども、内航新聞等を見ますと、カタカナで「カボタージュ」という言葉がちらっと出てくるのですね。外国人を内航に使うということまで、一部では考えているのかなと思うのですけれども、この中期目標とはずっと離れるかもしれないのですが、将来的にあと15年後不足したときに、どうしていくか。少子化もあるし、非常に難しいところだと思うのですけれども、考えていかなくはいけなないと。実は悩んでいるというか、そこに行き着くかなというのが、1つ大きい問題だと思います。

【宮下分科会長】 これは理事長、お答えになりますか。これは内航船員の調達をどうするかという大問題で、非常に高い次元のお話ですね。

埴野委員、どうぞ。

【埴野委員】 今、小島委員がお話になりましたけれども、確かにこの10年間ぐらいそうですけれども、大体50歳ぐらいの平均の方が今の50から60%仕事しているということで、非常に高齢化が進んでいるわけでございます。

先ほどのこの独立行政法人の関係になりますと、350という数字は、当初、リーマンショック前までは、380とか400でもよかったのですけれども、非常に物流の流れが大幅に変わりましたから、特に、以前の輸送量の約25%減という状況で、現在動いているわけです。

そうすると、我々の業界もそうですけれども、100%の就職を確保できないというのが、今の内航海運の実情です。だから、ここで言われている350というのも、なかなか大変な数字になっている。ちょうど平成16年ぐらいまではよかったのですけれども、この18年のリー

マンショック以後が急激に急変した形の市場になりまして、特に物流というのは、生産業を中心にして大幅な削減になりましたので、今ここで評価される350という数字については、これぐらいでいいのではないかなと私は思っています。

【宮下分科会長】 ありがとうございます。埜野委員は380を当面350で維持すると。しかし、それは弾力的に維持するというので、いずれまたその調整はあり得る、可能であるというご提案は、非常にいい提案ではないかということで、どうもありがとうございます。

小島委員のご発言は、本当に皆さん同様の心配を持っておられることがございますが、それは国全体としてどのようにして船員をそのときに調達していくかということ、別途議論していただく必要がございます。

【小島委員】 いや、現実はまだ私も知らなかったの…。

【宮下分科会長】 いやいや、ここはとりあえず、新しい力を、船員力と言いますか、これをどう確保していくかということでございます。よろしゅうございますか。それでは、納得いただけましたか。

【小島委員】 はい。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございます。

はい、どうぞ。

【桑島委員】 金田さんのご意見をお伺いしたいのですが…。

【宮下分科会長】 金田さん、たつてということでございますので。

【金田船員教育室長】 小島委員の言われたことと、埜野委員の言われたこと、それぞれごもともと考えておきまして、船員が長期的に見て、今の状況が続けば年齢構成からすると必ず足りなくなるということは、私どもも認識しております。

ですが、船員の必要数と、船員教育における養成規模数をどうするのかという話は、別に考えないといけないのではないかと考えております。それで、今、見定めるのは非常に難しい段階であろうと思っております。船員をどこからどのように確保してくるのかという話については、むしろ海事人材政策の話でございまして、そこであらかたのところは決まり、それを受けて船員教育機関を持っている我々のところでは、どういった規模で養成をするのかというのが、その後で来るのだらうと思っております。

私どもとしてもきちんとそういった養成規模を幾らにするのかという検討をしないとけない。数年前になりますけれども、交通政策審議会でも、5年間で1,900足りなくなる、10年間で約5,000名、4,500足りなくなるという、一応の試算は出ておりますが、それはもう既に崩れていると思っております。また新たな、なるべく正しい試算をしないとけないのだらうと思っております。

それと船員養成機関の養成規模は、直結するとは考えておりませんが、できるだけ独法としてはそれに貢献をさせていきたいと考えているところです。以上です。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございます。非常にいい議論ができて、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。石津先生、どうぞ。

【石津委員】 しつこくて申しわけないのですが、ちょっと心配なところを教えていただければ

と思います。今のその350人のところで、この中期目標のほうを大臣がつくられていて、計画のほうを独法さんがつくられているということですよ。

その350人のところの目標の書きぶりをみますと、船員の不足が深刻化すると認識を踏まえて、時期を見極めた上で、期末までに新たな養成規模で教育を実施するという、定員増の方向を考えているということ、多分書いてあるのだらうと思うんですけども、この5年の間にですね。

1回そうやって定員を減らしたものを、需要が変わったからといってまた増やすことというのが、今のこの時代ではなかなか難しそうな感じもしますし、他方、1回減らしてしまうと、この30人減らしたということで、例えば、予算的にもその分のところを今後削られていきなり、あるいは30人という規模が1つの学校ぐらいになるのでしょうか。相当大きい規模になってくると思いますので、そういうところで何か削減とか、そういう方向にいつてしまう可能性もあるのかなというところが心配なのですけれども、この目標は大臣がそういう方向で書かれているから、そういった心配は特になく、考えていいという見方で行えるということですか。

【宮下分科会長】 それでは、室長からどうぞよろしく。

【金田船員教育室長】 私どもとしては、できるだけ380に戻していきたいという考えが根底にあります。ただ、増やすという方向には今の段階では書けないので、こういう書き方にとどまっているということでございます。

期首で350になっていますので、この5年間の必要経費の積算は350でされているはずで、それを380に戻したときに、多分、相応の予算はつかないと思います。実態として増えないと思いますけれども、そこはその予算でやっていくという前提で、私どもの中期目標、中期計画が認められた場合には、入学定員については、私どもの判断で、もちろん対外的にも適正に説明した上で、適正な入学定員を設定できると考えています。

どんどん予算が少なくなるという話は、もちろん、定員の頭割りの予算もあるので、例の6%、2%の話でございますので、効率化係数というのは一方的にどんどんかかっていくものですから、その中できちんと対応すべきものであって、30人減ったからといって、その30人分減らされるとは考えていないということでございます。

また、30人という規模は、海上技術学校の1校の1学年の養成規模にあたります。以上です。

【宮下分科会長】 はい。よろしゅうございますか。

【石津委員】 はい。

【宮下分科会長】 機構のほうから、よろしいでしょうか。

【鋤柄理事長】 今、説明されたように、350だから、すぐ380にかかっている固定費、設備、人件費も、翌年から30人分が減るということではないと考えています。

在学も2年生も3年生もいますから、減らしていくには、2、3年は実際にはかかりますね。350が当たり前になれば、当然どこかで減らすということは出ますけれども、まだ2学年も3学年もいますので、最低3年間はそのまま固定費は抱えたまま、予算は減りますけれども、減った分だけ減らされるということはないと思いますので、予算の枠内で固定費は何とか、教育サービスには影響を出さないように考えています。

早く結論が出れば、それに柔軟に対応しやすく、あまり後ろへ結論がずれると、大分苦しくな

るかなということでございます。

【宮下分科会長】 ありがとうございます。皆様のご心配も同じところですね。議論が回っております。この議論はこの程度でよろしいでしょうか。ほかにございましたら。よろしゅうございますか。

桑島先生。

【桑島委員】 中身の話ですけれども、先ほど実務教育の講習で廃止する項目が幾つかあり、検討をするという話がありましたけれども、受講生にとってはその講習が必要であり、廃止に伴うケアが必要と思いますが。

【宮下分科会長】 それは後で出てくるものですかね。今の議論の中にありましたか。

【鋤柄理事長】 講習の見直し、全体を見直すということは、お話しいたしましたけれども。

【宮下分科会長】 全体の。そうですか。済みません。

【鋤柄理事長】 後でまた補足説明をしますけれども、キャパシティとして限界になっている。そういう中では、新しいニーズを踏まえて講習するにも、どこかをやめるとかしないといけない部分も出てくる。そういう意味でもう一度見直しをすることを考えております。

【桑島委員】 見直しの中に、確か廃止ということも考えられておられるような話がありましたね。

【鋤柄理事長】 当然それは出てくると思います。場合によっては。

【桑島委員】 そうですね。その場合の廃止した後の話で、受け皿があるようなお話も聞きましたけれども、そこら辺は十分ケアをして、スムーズに移行していただければと感じております。

【伊原理事】 海技大学校の担当の伊原でございます。

これから、我々の検討課題ですけれども、当然、桑島先生にご指摘いただいたとおり、我々のところでやめてしまったら後が続かないというものについては、廃止はできないですから、例えば、無線講習であるとか、そういったものについては、代替していただける教育機関があるとなれば、そこにゆだねることは考えていかないといけないと思います。

それから、実務教育だけではなくて、もっと言えば、海技大学校全体の中で効率よくということを考えていくしかないのかなと思っておりますけれども、とにかく今マックスな状態ですから、これによって予算や何かが変わってくれば、それに必然的に合わせていく部分もあるし、本当に必要なものだけを厳選してということは、十分に考えていかなければいけないと思っています。ただ、随分昔の話ですけれども、海技の伝承という話もありましたので、そこら辺の部分も念頭に入れながら、これから検討を深めたいと思います。

【宮下分科会長】 また後で出てくるようですので、とりあえずよろしく願いいたします。

【桑島委員】 はい。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは、中期目標、中期計画に関しましては、以上で議論を終わりたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【宮下分科会長】 それでは、当分科会といたしましては、特段の意見はないということにいたしたいと思います。どうもありがとうございました。

もちろん、いろいろ財務省との間のという、先ほどの制約はついておりますので、それは改めて申しませんが、その点も含めましてご了承お願いしたいと思います。

続きまして、「不要財産に係る国庫納付の認可について」の審議に移りたいと思います。

では、阪本海技企画官、よろしくご説明お願いいたします。

【事務局】 それでは、お手元の資料3 1ページ、資料2をご覧ください。先ほどの航海訓練所に使用した資料と全く同じものでございます。

海技教育機構につきましては、中ほど下をご覧ください。枠囲みの中で、旧沖縄海上技術学校の建物、それから船舶売却をした現金がございまして、これが714万円ございまして、これをこの3月31日までに国庫に返納するというものでございます。

また、次期中期計画の中で、今度は一番下をご覧ください。海技教育機構については、海技大学校児島分校、それから分校の土地・建物を処分するというところでございます。以上です。

【宮下分科会長】 ありがとうございます。

以上のご説明でございしますが、ご意見ございましたら、お願いいたしたいと思います。いかがですか。

はい、どうぞ。

【小島委員】 さっきの訓練所と同じような意見で、このお金を返さなくてはいけないのはわかるのですが、この間清水に見学に行ったときに、非常にみんな一生懸命訓練をやって、食事をつくったり、そういうところも一生懸命やっていたのです。

1つ気になったのは、いろいろな機器類ですけれども、非常に見た目が古い機器を使っていたんですね。今、フィリピンなどに行くと、研修所、会社もやっているのですが、実はフィリピンの機器のほうが新しくいいものを使っているのです。こういうお金をそういう機器類に回せないのかなど。

やはり、実機に近いものを訓練で使って、それですぐ船に乗ってそれというのはわかるのですが、清水にあったのは、ちょっと残念だったのですが、発電機にしる、非常に古い型だったりして、もうちょっと新しい機械を入れてほしいというのが、私の意見でした。さっきの意見のときに言えばよかったのですが、こういうお金を回せないのかなというのが、正直な気持ちです。済みませんでした。

【宮下分科会長】 どうぞ、室長。

【金田船員教育室長】 これは、はっきりはしていないのですが、基本的に不要財産については、それはそっくり返すということで…。

【小島委員】 はい。さっきと一緒ですね。

【金田船員教育室長】 それを何か必要なものに一部取って残りを返すというスキームは、今のところはありません。不要財産は不要財産で返すという手続きがあり、必要なものはそこから一部出すのではなくて、新たに要求しなさいというスキームが完全に分かれていると理解をしています。

したがって、現実的には非常に困難だと考えています。私どもにできることは、今おっしゃったようなところについては、これはぜひ必要なので、特別経費を認めてくれと、毎年度の予算要求のときにする。あるいは、先ほども言いました補正予算でお願いをするところを、最大

限努力をしていくことになるのかなと考えております。

また、先ほども申しましたが、受益者負担の一部として、そういうところも、例えば、業界からというもの不可能ではないのかなと。

【小島委員】 そうですね。スクラップにするような船をもっと安く置いていってもらおうとかですね。

【金田船員教育室長】 別に新品でなくてもいいんです。

【小島委員】 そのとおりなんですよ。

【金田船員教育室長】 以上です。

【小島委員】 はい。どうも。

【宮下分科会長】 そういうふうにしていただければありがたいですが。

理事長、よろしいですか。

【鋤柄理事長】 しっかり見ていただいて、おっしゃるとおりで、我々も新しいものにできればしたいという思いはあるのですが、決算書類が幾つかありますが、その中に必ず純資産の部の中の資本剰余金が大きなマイナスです。償却によるマイナス。資産を新しいものに変えてくださいよという信号を発している部分だと思うのですが、必死になってお願いをしてもなかなか認めてもらえない。

そこは毎年累計でマイナスの表示が増えていく。資本の部です。マイナスの数字をきちんと見ていただき、そろそろここを変える時期だな、少し整備しなければいけないなということをとらえていただくよう、我々も一生懸命お願いに走ろうとは考えております。

【宮下分科会長】 ありがとうございます。

では、先ほどと同じスキームの中での議論でございますので、この不要財産に関しましては、国庫に納付することを認めるか否かというだけのことになります。ご指摘の件に関しましては、皆さん、必要性を認識しておられることは明らかでございますので、またいろいろな工夫、努力をしていただければと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

はい、どうぞ。

【石津委員】 長くなって申しわけないのですがけれども、この政府出資に係る財産譲与の場合、国庫に納付するということとよくわかったのですが、他方、こちらでは繰越欠損金があると思うのですが、この繰越欠損金が発生した理由は、沖縄校の売却損だったのではないかと思うのです。それはいかがですか。

【宮下分科会長】 よろしいですか、理事長。

【鋤柄理事長】 おっしゃるとおりです。なお、確定ではありませんが、今、負債の部に上がっている交付金の債務が5年間で清算されますので、それが収益化されると、利益として出てきます。それが最後に欠損金より収益化した利益のほうがそれを上回るというふうに見込みを立てております。

今年が5年目に当たりますので、今年の3月31日をもって、運営費交付金の債務を収益化、利益に振りかえる。利益が欠損金を消す規模の数字になりプラスに転ずるという見通ししております。

【石津委員】 そうすると、ずっと心配していた繰越欠損金が多分なくなるだろうという見通し

だというのは、今のご説明でわかりました。他方、国から出資されてきたものを売却したときの現金については、国に返すと。売却した損については、結局、独法さんのほうが負担することになるのですか。

【鋤柄理事長】 そういうことです。

【石津委員】 だから、何となく均衡上考えると、出資されたものに係る損失もあわせて国に返すほうが、整合性が取れているのではないかと…。

【鋤柄理事長】 プラスだけでなくマイナスも返したいとは思いますが…。

【石津委員】 そうですよ。だから、この減資というのであれば、その分も減資という形で国に返すほうが、均衡的な処理のような感じがするのですけれども。

【鋤柄理事長】 手前どもの教職員が努力した、結果で残したものを、最後に清算されてしまう。何がしかプラスになれば、それを有効に使えるようなことをできたらなという思いは持っております。それがどうなるかはこれからの話になるのではないかと思います。

【宮下分科会長】 室長、どうぞ。

【金田船員教育室長】 今の714万円は返さないといけないということですが、その後の欠損金の処理については、今、残った運営費交付金を全部収益化した場合には、その額は十分あるという事実はもちろんあるのですが、どのように処理していくのかというのは、早急に検討すべきだと思っております。それだけに方法を絞っているわけではないと理解しております。

【石津委員】 はい。

【宮下分科会長】 そういうご指摘の課題はなお残るのだけれども、ということですね。ただし、それについては適切な処理がなされるであろうと考えてよろしゅうございますか。

【金田船員教育室長】 はい。

【宮下分科会長】 ありがとうございます。どうもご指摘ありがとうございます。

この不要財産の処理につきましては、以上でよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。では、いろいろ議論がございましたけれども、特に意見はないということにさせていただきたいと思っております。

続きまして、役員報酬規程の変更についてご審議をいただきたいと思っております。

阪本海技企画官、よろしくお願いたします。

【事務局】 それでは、33ページ、資料3-2-1をご覧ください。役員報酬規程の変更についてと、ここに書いてある文面は、先ほどの航海訓練所と同様でございます。それで、具体的には、35ページに役員報酬規程の改正案がございまして、もう既に12月に、この改正案が届けられております。以上です。

【宮下分科会長】 ありがとうございます。先ほどと同じ内容でございますので、ご意見なしということで処理してよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

それでは、先ほど桑島先生も若干ご指摘になりましたけれども、この最後の点でございます。業務方法書の変更についての審議に入りたいと思っております。

それでは、理事長からご説明をお願いいたします。

【鋤柄理事長】 お手元の資料4-1、37ページでございます。独立行政法人海技教育機構業務方法書の改正の概要をご覧いただきたいと思います。

インターンシップコースにつきましては、産学連携により、新人船員に期待されている即戦力を強化することを目的に、平成16年度から導入いたしました。以降、平成21年度までの6年間に、進学者数合計11名、受入船社数2社にとどまりました。

当機構の当該コースは、一般大学のインターンシップとは多くの点で異なっております。具体的には、一般大学では現役の学生を対象にして2週間程度の職場体験、就業体験を行うのが一般的でありますけれども、当機構のインターンシップコースは、専修科の卒業者及び乗船実習科の修了者を対象にして、船社と航海訓練所の練習船により6カ月間乗船するものでございます。

コースの受講生は、授業料の負担に加えて、6カ月の乗船体験を終えてからの採用ということで、6カ月遅れの採用になるわけです。この間、無給ということもありまして、受講生には経済的な負担が多いものとなっております。このような状況を踏まえまして、同コースの廃止に向けて関係者との調整を行って、平成22年度は募集を停止しております。また、今後も当該コース両者の増加が望めそうもないということがございますので、このたびインターンシップコースを廃止することとし、業務方法書の一部を改正することにいたしました。

なお、当機構では、インターンシップコースとは別に、平成21年度から乗船体験制度を設けております。この制度は、夏休みを利用して数日間、大体3日から10日間程度でございますが、内航船社の協力を得まして実際に乗船し、就業現場を体験するというものでございます。専修科においては単位を認定するなど、一般大学で行われておりますインターンシップに極めて近い内容となっております。2年ほど続いておるのですが、この制度には毎回約70名の学生・生徒が、約30社40隻に乗船しております。

また、体験後のアンケートにも、船員になるため、あるいは船会社への就職意欲づけに大いに役立つというものが多くございまして、今後もその成果が期待できると思っております。

以上でございます。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。桑島先生、いかがでしょう。

【桑島委員】 これはこれで結構です。

【宮下分科会長】 いろいろと工夫をこらしてつくられたコースだったのですけれども、実際受講者の便宜に合っていなかったというご説明でございました。それにかわるコースを新たに設けられて、そちらは非常に順調に運営されているというご説明がございました。お認めしてよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【宮下分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは、これにつきましても、当分科会としては意見なしということにさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、海技教育機構の審議を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。それでは、事務局にお返しをいたします。

【事務局】 分科会長、どうもありがとうございました。ただいま、予定より10分ほど早目に

進んでおります。10分休憩を挟みまして、次は15時55分から航空大学校の審議をお願いいたします。

【宮下分科会長】 ありがとうございます。

(休 憩)

【事務局】 お待たせいたしました。それでは、次の議事でございます。航空大学校が対象でございます。

事務局が交代しております。時間の関係がございますので、課長と室長を紹介させていただきます。航空局技術部乗員課長の鏡でございます。

【鏡乗員課長】 鏡と申します。よろしくお願いいたします。

【事務局】 航空従事者養成・医学適性管理室長の島津でございます。

【島津航空従事者養成・医学適性管理室長】 島津です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それから、私、事務局の菅田でございます。よろしくお願いいたします。

法人側でございますが、航空大学校からは理事長と企画室長に出席していただいております。ご紹介いたします。航空大学校の殿谷理事長でございます。

【殿谷理事長】 理事長の殿谷でございます。

【事務局】 高橋企画室長でございます。

【高橋企画室長】 高橋です。よろしくお願いいたします。

【事務局】 続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしました資料をご覧くださいと思います。

まず、A3のカラーのものでございますが、資料1-3-1、航空大学校中期目標計画の概要でございます。続きまして、資料1-3-2、中期目標（案）についての資料でございます。次に、資料1-3-3、中期計画（案）の資料でございます。続きまして、資料1-3-4、中期目標・中期計画の対照表でございます。

それから、資料2は先の2独法と同じ資料でございます。不要財産の国庫納付の認可についての資料でございます。それから、資料3-3-1、3-3-2は、役員報酬の規程の変更についての資料でございます。それから、最初にお配りしています参考資料の一番最後に、航空大学校の第3期中期計画の概要というカラーの資料を付けておりますが、これも使用いたしますのでご準備をお願いいたします。遺漏はございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、以降の進行につきまして、宮下分科会長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

【宮下分科会長】 どうぞよろしくお願いいたします。

では、まず中期目標につきまして、事務局、鏡課長からよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料の1-3-1ということで、A3版の資料が付いているかと思いますが、表題に「航空大学校次期中期目標・中期計画（案）の概要」と書いております。これに基づきまして、私からは中期目標の内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

次期中期、平成23年度から始まる27年度までの5カ年間でございますけれども、航空を取り巻く大きな変化がございます。ご承知のように、成田空港、あるいは羽田の昨年のB滑走路の供用開始等によりまして、首都圏を中心に大幅な航空発着能力の増強が図られてきております。

さらに、航空会社におきましては機材の小型化、あるいは多頻度化運航によって、旅客サービスの向上が引き続き図られているというようなことでございまして、操縦士の需要が引き続き堅調に推移することから需要に的確に対応する必要があるということで、航空大学校におきまして引き続き我が国の航空の安定的な輸送確保の基盤となる操縦士の養成に努める必要があると考えているところでございます。

ただし、昨年の事業仕分け等の要請もございまして、第1期、第2期、それぞれ効率的な事業運営を図ってきたところでございますけれども、事業仕分け等の指摘を反映した形での目標にもしなければいけないということで、今回この目標を設定しようとするものでございます。

資料の左側の枠に「事業仕分け・基本方針・勧告の方向性」とございます。昨年の4月26日に事業仕分けが行われました。私どもも、今申し上げましたようなことで、引き続き航空大学校における安定的な操縦士の養成が必要であることをご説明をしたところでございますが、結果的には星型のマークで書いておりますけれども、受益者負担を高めて国費を節減するよという結果をいただいたところでございます。

その後、夏の概算要求を経まして、昨年12月7日に独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針が閣議決定されたところでございます。お手元の参考資料の1に概要が書かれておりますけれども、ここに改めて書き出しております。また、12月の閣議決定に先立つ約1カ月前、昨年の11月に総務省に設置されております政策評価・独立行政法人評価委員会のほうから勧告の方向性といったものが出されております。

基本的に、閣議決定の内容と勧告の方向性は特に大きな違いはございませんが、そこに書いてあるとおりでございます。二重丸が航空大学校に個別のものとして基本方針及び勧告の方向性で示されているものでございます。1つが受益者負担の拡大ということでございます。ここでは閣議決定されている内容を書かせていただいておりますけれども、卒業生は基本的に全員が民間航空会社に就職している実態や、操縦士の養成の際に多くの経費を要している実態を踏まえ、航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させることとし、具体的な内容について次期中期計画において示すと。その際、航空会社間の負担が公平なものとなるような仕組みを導入するという内容でございます。

もう一つが、第2期でも実施してきた内容ではございますが、私立大学の養成課程への協力ということで、閣議決定あるいは勧告の方向性に書かれているところでございます。操縦士の養成における民間参入拡大のため、私立大学等の民間養成機関における操縦士養成が安定的になされるように技術支援を着実に実施するという内容のご指摘をいただいたところでございます。

その他、一重丸で幾つか書いてございます。効率化目標の設定、給与水準の適正化、契約の点検・見直し、保有資産の見直し、内部統制の充実・強化、事業の重点化・透明性の確保等はいずれも勧告の方向性に示されております全独法共通事項でございまして、これにも対応した内容にする必要があるというものでございます。

加えまして、左下にある枠の中でございまして、「事業者ニーズへの対応」として、今回新たに一つの柱として今後検討を深度化させていく必要があるということで、事業仕分け、あるいは基本方針、勧告の方向性とは別に新たに検討する必要があるということで書き出したものでございます。

国際民間航空条約の附属書で、特にエアラインの副操縦士に特化した資格が創設されておりまして、欧州あるいはアジアの一部の国々では既にマルチクルー・パイロット・ライセンスということで制度化されております。我が国でも導入を図るべく、航空法の改正の案を昨年の通常国会にも提出したところでございますが、残念ながら臨時国会において廃案になったということで、現在、また提案すべく、引き続き作業中ではございます。

そういう国際的な動きに対応し、更に我が国の航空企業における国際競争力を強化する意味合いもございますので、そういう資格制度の改正を踏まえつつ、航空大学校も将来の操縦士養成のあり方を考えなければいけないということで、新たにこれを掲げるものでございます。

ただし、もちろんその検討に当たっては、航空会社のニーズとか、具体的にどのように変えていくかといったことを細かに、定期的な意見交換や情報交換を通じて検討していかなければいけないということを、新たに大きな柱として導入する必要があると考えているものでございます。

これら2つの要請を受けまして、真ん中の枠でございますけれども、今回、中期目標の案としてまとめているものでございます。本文につきましては、資料1-3-2にございますけれども、その中のそれぞれの項目を列記したものがこの真ん中の箱ということでご理解を賜りたいと思っております。

「業務運営の効率化」については、引き続き事業全般の精査・見直し、あるいは管理部門の簡素化、民間委託等の推進を行うというようなことでございます。また、国、あるいは大学等の人事交流も引き続き推進をします。更には、教育時間の再編等を通じて教育・訓練業務の効率化、適正化を図ることとしております。

一般管理費の6%、あるいは業務経費の2%の縮減も、効率化ということで一定の数値的目標として掲げているものでございます。さらに、契約の適正化の推進も従来どおり行っていくということでございます。

「業務の質の向上」ということで10個ばかりございますけれども、個々には申し上げませんが、特に太字で書いてある部分が大きなものになるかと思っております。受験者数の拡大を図って、年間72名は従来どおりでございますけれども、養成規模を確保していかなければいけないということでございます。

その次の、操縦士養成の新たな手法等の検討は、先ほどの左隅の「事業者ニーズへの対応」という箱でご説明した内容でございます。また、太字にはなっておりませんが、安全教育の充実、あるいは安全管理システムの徹底を更に充実していく必要があると思っております。

また、基本方針、勧告の方向性で従来から指摘されております他の民間養成機関への技術支援も、今回も柱として掲げているということでございます。そのほか、内部統制の充実・強化も図ることとしていただいております。

「財務内容の改善」ということで、総人件費の削減（国家公務員準拠）と、先ほどの受益者負担の拡大を受けまして、自己収入の拡大ということで、具体的には航空会社及び学生が負担する割合を平成23年度から増加させ、平成27年度までに大学の訓練に直接必要となる経費の2分の1に相当する額まで増額させること、その際、負担が公平となるような仕組みを導入することというものでございます。

その他、保有資産の必要性、あるいは給与水準の適正化といった共通事項も、もちろん中期目

標に盛り込んでおります。以上でございます。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

では、続きまして理事長のほうから中期計画のご説明をお願いいたします。

【殿谷理事長】 ご説明申し上げます。資料1-3-1、それから参考資料の3-3を適宜使いながらご説明いたしたいと思っております。

中期計画でございますが、今、ご説明がございました中期目標にほぼ沿いまして、1つ1つにつき、更に具体化を図っているところでございますが、航大としてパイロット養成を通じて安定的な航空輸送の確保に貢献するのが目的であり、質の高い航空機操縦士の教育、かつ安定供給、それから私立大学等の民間操縦士養成機関への技術支援、それから航空技術安全行政への支援機能の充実・強化という3つの目標は変わらないところでございますが、今、ご説明がありましたように事業仕分け等で非常に厳しい効率化が求められておまして、我々としては厳しい効率化をしながら、いかにこの三大目標を実現していくかというところで、中期計画をつくって来たところでございます。

まず、「業務運営の効率化」でございますが、2期のときにも10%程度の常勤職員数の削減を求められているところでございますが、次期におきましても同様に10%程度の削減を考えているところでございます。これを、教育の質が低下しないように実施していくためには、管理業務を中心としたさらなる精査と見直し、それからアウトソーシング、契約職員の活用等も図りながら、この事業運営の合理化・適正化を行っていきたいと思っております。

それから、人事交流につきましても、第2期中期に引き続き実施し、内部組織の活性化、業務運営の効率化を図っていきたいと思っております。

それから、教育時間の見直し等による教育・訓練の適正化・効率化は、第2期中期におきまして仙台の課程を6カ月から8カ月に延ばし、逆に宮崎の学科課程を6カ月から4カ月に減らしました。これは、仙台におけるエリミネートが非常に多くなった。それから、卒業式直前まで訓練、審査が続いたことから、見直しをしたところでございます。

この結果、仙台におけるエリミネート等も今、大体半減ぐらいになっているところでございますし、それから訓練・審査を卒業直前、前の日までやるようなケースもほとんどなくなったという大きな効果はあったと思っておりますが、一方、宮崎の学科が6カ月から4カ月というのは、詰め込みになると。それから、学科の一部を帯広、宮崎、仙台のフライト課程に振り分けたところでございますが、知識の定着、応用力に欠ける面があるという意見が出てまいりました。今回、仙台にG58という新しい訓練機を導入し、またそのためのFTD、飛行訓練装置も最新の技術を取り入れたビジュアル装置付きのものにし、航空局からの認定も取得する計画でございます。

これによりまして、仙台の飛行訓練時間を70時間から65時間にし、訓練期間を8カ月から7カ月に短縮をしても、ほぼ同様な質のパイロットを養成できるのではないかと考えております。その短縮した1カ月により宮崎の学科課程を4カ月から5カ月に延ばし、教育訓練時間を510時間から560時間に延ばし、また校内及び国内のベテランパイロットや有識者などの講話等を含む人間教育も充実させることを考えております。

それから、一般管理費6%、業務経費2%の縮減は第2期中期に引き続き同様に求められておりますが、これは仙台の訓練機材の更新、それからFTDを活用した飛行時間の見直し、管理業

務の見直し等により実現を図っていきたいと思っております。教育業務等のコスト分析・評価によるコストの抑制につきましても、引き続き実施してまいります。

契約の適正化につきましては、一般競争入札化、それから契約監視委員会による監査を今後とも着実にやっていくところでございます。

それから、「業務の質の向上」に関するものでございますが、教育の質の向上といたしましては、航空大学校としてはエアラインの基幹的要員を供給する目的から、航空会社と更に一層の連携強化を図ることを考えておりました。航空会社との意見交換、それからエアラインパイロット経験者の教官への招聘等で、教育内容・教育体制の充実を図っていきたいと思っております。

それから、追加教育につきまして、第2期中期で時間数を拡大いたしました。これによる効果は大分あったと考えておりますが、それも更に検証いたしまして教育に反映したいと思っております。

それから、受験者数の拡大に努め、72名の養成学生数の確保ということでございまして、優秀な学生を集めるためには、まず入り口の受験のときの倍率をできるだけ高めることで、受験者数増のための施策を引き続き実施するとともに、第2期中期においても航空会社との情報交換により身体検査基準、特に2次試験における身体検査でフェールする受験生が多かったわけですが、身体検査基準の見直しをいたしました。身長要件を5センチ下げる、その他を行った結果、受験者数の増加が図られていると思っております。3期においても引き続き可能な項目から実施していく予定でございます。

それから、操縦士養成の新たな手法等の検討でございますが、今、乗員課長からご説明がありましたように、マルチクルー・パイロット・ライセンスというエアライン機の副操縦士に特化した准定期航空運送用操縦士の資格の導入に向けての法改正が現在、目前だと考えております。航大といたしましては、エアラインの中核となるパイロットを養成することから、MPLの導入、実現に向けて検討を行っていきたいと思っております。

それから、航空安全教育でございますけれども、第1期中期計画におきましては2件の死亡事故がございまして、第2期におきましては航空事故発生の防止を期したところでございますが、残念ながら2期中期の飛行訓練において着陸事故が発生していることがございますので、学生に対する安全教育の実施、それから訓練手法、訓練環境の改善に努めるとともに、SMS（安全管理システム）を導入して、プロアクティブ、予防的な安全対策実施体制を安全委員会の下に構築して安全監査、安全教育等を更に充実させていきたいと思っております。

それから、大きな項目として私立大学等の民間操縦士養成機関への協力というのが挙げられておりますが、2期中期の間に東海大学、桜美林等4つの私大でパイロット養成課程が発足して、それに対して航大としても訓練シラバスの作成、技術評価手法などについて協力を行ってきたところでございますが、今後とも閣議決定に基づきまして、さらなる支援ができないかについて検討し、教官の派遣等についても考えていきたいと思っております。

それから、国の航空技術安全行政への支援でございますけれども、現時点におきまして職員等への技量保持訓練、操縦教育証明取得訓練等を実施しているところでございますが、今後ともそれを引き続き実施するとともに、航空大学校は全部で30機の機体を年間1万8,000時間運航して、その間いろいろな運航経験、整備経験を持っております。それから、年間72名の乗員

養成を行っている経験もございますので、これらを先ほど申し上げましたSMSの実施のやり方とか、操縦訓練基準、法律や規則、基準等の策定に反映すべく行政への支援に取り組んでいきたいと思っております。

航空教室等については、航大所在地を中心にして地域に積極的に働きかけ、航空思想の普及・啓発を図っていききたいと思っております。

それから、法令順守、内部統制につきましては、現在、監事による監査、契約監視委員会等がございます。それから、内部評価を自分たちで行っているところでございますが、それに対して必要に応じて外部専門家に参画を求める等、充実・強化を図っていく計画でございます。

それから、予算・収支でございますけれども、総人件費につきましては、引き続き国家公務員に準拠した抑制を図り、受益者負担の導入につきまして、航空会社及び学生からの負担の割合を段階的に増加するというところでございます。学生の負担につきましては、既に第2期中期から授業料の段階的値上げを行っておりますが、それとともに施設設備費を負担していただく等の措置を考えているところでございます。

その他、重要な財産につきましては、航大用地の処分は昨年の評価委員会におきましてもご説明いたしました。市道の道路拡張に伴う航大用地の一部譲渡について宮崎市の予定が少し遅れて次期中期期間にずれ込んでおります。それから、施設の整備計画については、格納庫、体育館等の耐震補強の調査、工事の実施などを行うことを計画し、保有財産の必要性についての検証・見直しを行うこと。それから給与水準の適正化につきましては、引き続き国家公務員に準じた形での見直しを図っていききたいと考えております。

以上でございます。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

では、ただいまの中期目標、並びに中期計画についての説明に関しまして、ご意見をいただきたいと思っております。ご自由をお願いいたします。

高田委員、どうぞ。

【高田委員】 資料1-3-3ですけれども、(3)の業務運営の効率化のところ、①の「教育・訓練業務の効率化」の口、「実科教育」に、飛行訓練装置を活用することにより、仙台フライト課程における実機の操縦演習を現行の70時間から65時間程度にすると。

同課程の養成期間を現行の8カ月から7カ月に短縮して適正化・効率化を図るとあるんですけれども、先ほどの理事長の説明でもそうありましたが、これは23年度から27年度の次期5カ年の中でいつごろ実現される、例えば2年間とか3年間、検証期間において、その結果5カ年の4年目か5年目にやろうとかいう具体的なものはあるんですか。

【殿谷理事長】 研修につきましては、現在、57回生が入っておりますが、この期に入学した学生については現在のやり方で実施しているところでございますが、現時点において既にG58は5機が仙台に入っております。それから、FTDも入っておりますので、まず57回生についてはそれを現在の70時間、8カ月の教育で実施をし、来年度入ってくる58回生の学生から、可能であれば70時間からの5時間削減、1カ月の短縮をし、宮崎の学科課程を5カ月にすることを検討しているところでございます。

【高田委員】 つまり、来年度入学生から仙台での課程を65時間にしようと。仙台の課程は2

年目から入るんですか。

【殿谷理事長】 そうですね。2年目の、1年と5カ月たってから入ります。

【高田委員】 そうすると2年半ぐらい先のことですか。

【殿谷理事長】 そうです。

【高田委員】 その間に、検証されたりするわけですね。

【殿谷理事長】 はい。

【高田委員】 地上の飛行装置、FTDですか。

【殿谷理事長】 フライト・トレーニング・デバイスといいます。

【高田委員】 これを入れた1つには、地上の非常に優秀な実際の飛行訓練にかわる部分があるから、それを使ってできるんじゃないかということですね。

それから、もともと65時間だったのを70時間にしましたね。

【殿谷理事長】 はい。第2期で1回、延ばしております。

【高田委員】 結果的にそれはよかったのか悪かったのか、それは気にされたんですか。

【殿谷理事長】 それはよかったと思っております。

【高田委員】 70時間に延ばしたのはよかったということですね。

【殿谷理事長】 5時間延ばしたことはよかったと考えておりますが。

【高田委員】 ここにきてまたもう1回、地上装置を入れることによって戻してみようかと。

【殿谷理事長】 それは先ほど申しましたように、今使っているのはC90というターボ・プロップの双発機で、タービン機ですけれども、システムがジェット機以外では一番複雑な機体でございます。単発から双発機に訓練が移行するときに、高性能ではありますが新しい複雑な機体になじむまでの時間、それからC90のFTDが20数年前のもので、当時としてはよかったとしてもシミュレーションとして性能的に落ちるところがあったと。

今度のG58はA36という単発機の、宮崎までに使っている機体を双発にしたようなもので、システム的に非常に共通性が高うございますので、まず移行についてC90のときほどは苦労しなかりうと。あと、20年間のFTD、シミュレーターの発展はものすごいもので、G58のFTDで地上での訓練をしてから飛行訓練を行えば相当なところまで行けるのではないかと考えておりますが、2回の学生は現時点の8カ月、70時間で一度チェック、エバリエーションをして、その結果を評価してやっていきたいと思っております。

【高田委員】 心配してはいないんですけれども、実際の飛行時間が5時間減ることがかなり教育効果上、何かあるんじゃないかと思うものですから、非常に慎重にやっていただきたいなど。

だから、2年半後にやられるのはいいんですけれども、その間にしっかりと65時間にしても教育効果にはどういふふうの問題ないのかとか、地上訓練はどれだけやればいいのかとか、しっかりやっていただいているとは思いますが、そういうのはぜひやっていただきたいと思います。

【殿谷理事長】 わかりました。

【宮下分科会長】 ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

【石津委員】 よろしいですか。

【宮下分科会長】 石津先生、どうぞ。

【石津委員】 この受益者負担のところで1点、教えてください。今、学生の授業料を段階的に上げていかれるということで、私も学校に勤めておまして、学生の経済状況は厳しくて奨学金の拡充に私の大学でも努めているところです。航空大学校さんは育英奨学金も受けられないということですね。

【殿谷理事長】 はい。受けられないですね。

【石津委員】 この授業料を値上げするのに当たって、奨学金の拡充はどういう方向を考えていらしたのか、教えていただけますか。

【殿谷理事長】 奨学金につきましては、航空振興財団という財団から航空大学校の学生に対して奨学金を出していただいております。枠があるわけですが、それにつきまして更に拡充をお願いしているところでございます。

【石津委員】 授業料が相当値上がりすると思うんですけども、それに合わせるような形でうまくいくんですか。

【殿谷理事長】 なかなか難しいとは思いますが。

【酒井委員】 今、石津委員がお尋ねになられた航空大学校の授業料を値上げした後の額と、石津委員がおっしゃっているのはページ4ですが、同じ書類のページ3にあるように私立大学の民間操縦士養成機関として東海、法政、桜美林、崇城と4つの大学があって、ここの授業料と航空大学校とでは大変な格差があると思うのです。これら私立大学のパイロット養成機関では、入学生が減少しているということを小耳に挟んでおります。機材小型化の流れから将来的に操縦士が今以上に必要になってくる中で、航空大学校で、募集定員をもう少し増やせる余地というか、授業料の値上げをしつつ、養成者数を拡充するようなことは可能なのでしょうか。

【殿谷理事長】 現時点におきまして、21年度までは59万だったのを22年度から5カ年26年度までに段階的に上げて約80万強に。これは国立大学の法科大学院並みという形でやることにいたしました。

それから、上げ方については段階的に高くなっていくと。最初は少し上げ幅を抑えておいて、最後のほうが上げ幅を高くするような形でやろうと考えておりますが、今申し上げましたように、それでも大体年間80万。それ以外に来年度から施設設備費という形で年間40万を負担いただきたいと思います。合わせて120万ぐらいになるわけですが、私立大学についてホームページを見ると、大体1,000万円を超える授業料、それ以外にアメリカなど外国で訓練している渡航費などはまた別だと聞いております。

学生などの話を聞いても、「航大だから入学する」と言う学生もおります。ただ、今申し上げたように、学生からの負担はそんなに高く取れません。学生の負担は全体の予算のうちに占める割合はそう高くないものですので、もし全体の数を増やそうとした場合にはそのお金はまた別のところから、国なりエアラインのほうから出していただかなければいけない。これにつきましては、更に調整が必要になるだろうと思っております。

【宮下分科会長】 よろしゅうございますか。

【酒井委員】 ありがとうございます。

【宮下分科会長】 では、ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

【桑島委員】 資料の取り扱いについて、先ほども同じだったのですが、今、中期目標と

中期計画、それぞれ案、それから2段表みたいな資料が出ていますが、これは全部が公表されるのですか。

【事務局】 そうです。

【桑島委員】 前回、説明のときにいただいた4段表みたいなものも公表されるのですか。

【事務局】 あれは事前説明用の資料としておつくりしたものです。公表されません。

【桑島委員】 前回の4段表は公表されず、今日出ているものは全部公表されるのですね。

【事務局】 はい。

【桑島委員】 そうですか。わかりました。

【小島委員】 すみません。

【宮下分科会長】 小島委員、どうぞ。

【小島委員】 私立の大学で、東海大、法政大の2つでしたっけ。

【殿谷理事長】 東海、桜美林、法政、崇城。これは熊本の大学です。

【小島委員】 こういう学校は、実際社会に出て、もう既に…。

【殿谷理事長】 東海大学は今年の3月に第1期が出ていると。

【小島委員】 皆さん、それぞれ一生懸命勉強しているんですが、実質、同じような飛行時間、滞空時間などを経て卒業されてくるわけですね。

【鏡乗員課長】 それは私のほうからご説明させていただきます。

東海大学の場合は、4年間の大学期間中の2年ぐらいを使って、アメリカのノースダコタ州立大学のほうへ留学をして資格を取ってくるということですので、教育訓練の内容、あるいは飛行時間そのものは航空大学とそんなに大差はないと考えられます。

【酒井委員】 何人ぐらい卒業されているんですか。

【鏡乗員課長】 東海大学は、たしか定員40ということだったと思います。東海大学の場合は大体それに近い数が入っておられますが、先ほど酒井委員からご質問のあった私大の入学者が減っているのではないかということにつきましては、桜美林、法政大学、崇城いずれも定員を下回っているような状況で、非常に苦勞されていると聞いています。

【酒井委員】 卒業された方たちの就職は。

【鏡乗員課長】 今、理事長も申しましたけれども、東海大学は平成18年度から開始いたしましたので、昨年度、21年度末に卒業生が30数名出ましたが、そのうちの何割かは航空会社のほうに就職が決まったと聞いております。

【宮下分科会長】 ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、いろいろご質問等をしていただきましたものに丁寧にお答えいただきまして、特段の問題もないようでございますので、意見なしということでもとめたいと思います。どうもありがとうございました。

では、続きまして、不要財産に係る国庫納付の認可についての審議に移りたいと思います。これは菅田専門官から、よろしく願いいたします。

【事務局】 私のほうからご説明させていただきます。お配りしている共通でおつくりしている資料2をご覧くださいと思います。

不要財産の国庫納付の法整備等の背景につきましては、先の法人のところでご説明をさせてい

いただいておりますので省略させていただきます。

航空大学校が独法化した際に、国から回転翼機2機と固定翼機1機の現物出資を受けております。この回転翼航空機の操縦者を養成する課程の廃止と、それから固定翼の老朽化に伴いまして、それぞれ13年以降、売り払いをしております。2,267万5,000円。これが資産を売却した代金でございます。これを預金で管理しております。

もともと政府出資の資産の売却による収入ということで、これは人件費や管理費として使用することは適当ではないといった判断がなされておまして、他の資金とは区別して現在まで預金で管理してまいりました。

そこで、昨年、通則法の改正により国庫に納付する法整備が整いまして、今年度中に国庫へ納付することとして、今、作業を進めているところでございます。以上でございます。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございます。

以上のご説明でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宮下分科会長】 よろしゅうございますか。それでは、これにつきましてもご了承いただきましたので、当分科会としては意見なしということにいたします。どうもありがとうございます。

では、続きまして、役員報酬規程の変更についての審議に入りたいと思います。では、菅田専門官、よろしくお願いいたします。

【事務局】 これも私のほうからご説明をさせていただきます。

これはお配りした資料の3-3-1、それから3-3-2が該当いたします。

本件につきましても、先の2法人と同様の案件でございます。航空大学校も国に準拠した給与体系としておまして、国の給与法の改正に伴いまして航空大学校においてもこれを踏まえた役員報酬規程の改正が行われております。

役員の報酬規程について国に準じた改正を行っておりますため、評価委員会へその旨を通知することとしております。変更内容につきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。以上でございます。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

以上のご説明に関しまして、ご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宮下分科会長】 よろしゅうございますか。どうもありがとうございます。それでは、これにつきましても、当分科会として意見なしということにいたしたいと思っております。

それでは、以上で航空大学校に関する予定の議事を終了いたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

事務局のほうに進行をお返しいたします。

【事務局】 分科会長、委員の皆様、ありがとうございました。予定の議事が本日すべて終了いたしましたので、3月14日に予定されておりました分科会は開催いたしません。

最後になりますが、本日の分科会の議事要旨の公開について簡単にご説明をさせていただきます。まず、本日の委員会の内容につきましては、議事の公開についての方針に基づきまして、議事要旨を作成次第、速やかに公表することとさせていただきます。また、議事録につきましては、

後日、その内容を皆様にご確認いただきたく、送付させていただきますので、ご多忙中とは存じますが、ご発言内容の確認をお願いいたします。

それから、本日配付させていただきました会議資料等につきましては、別途郵送させていただきますので、着席の場にそのままとしていただいて結構でございます。

以上、簡単に事務的なご説明をさせていただきました。

それでは、これもちまして、第19回国土交通省独立行政法人評価委員会教育機関分科会を終了させていただきます。委員の皆様には長時間にわたりまして議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございました。

【宮下分科会長】 どうもありがとうございました。

— 了 —